

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

福祉基盤課

目 次

重点事項

第1 社会福祉法人制度の見直しについて	1
1 今後のスケジュールについて	1
2 定款変更等について	1
3 会計監査人設置関係について	4
4 社会福祉法人における決算関係スケジュール等について	6
5 社会福祉充実計画の承認事務関係について	10
6 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて	14
7 指導監査の見直し等について	18
8 平成29年度予算(案)等における対応	21
9 措置費等の弾力運用の見直しについて	23
10 社会福祉法人への寄附に関する税制の周知について	24
第2 社会福祉施設の防災・防犯対策等について	
1 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について	26
2 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について	27
3 社会福祉施設等の被災状況の把握等について	28
4 災害福祉広域支援ネットワークについて	29
5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	34
6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	34
7 社会福祉施設等の木材利用の推進について	35
第3 社会福祉施設の運営等について	
1 福祉サービス第三者評価推進事業について	37
2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について	38

第4 感染症の予防対策について	
1 今冬のインフルエンザ対策について	39
2 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	39

第5 独立行政法人福祉医療機構について	
1 福祉貸付事業について	42
2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	44
3 経営サポート事業について	45
4 社会福祉振興助成事業について	47

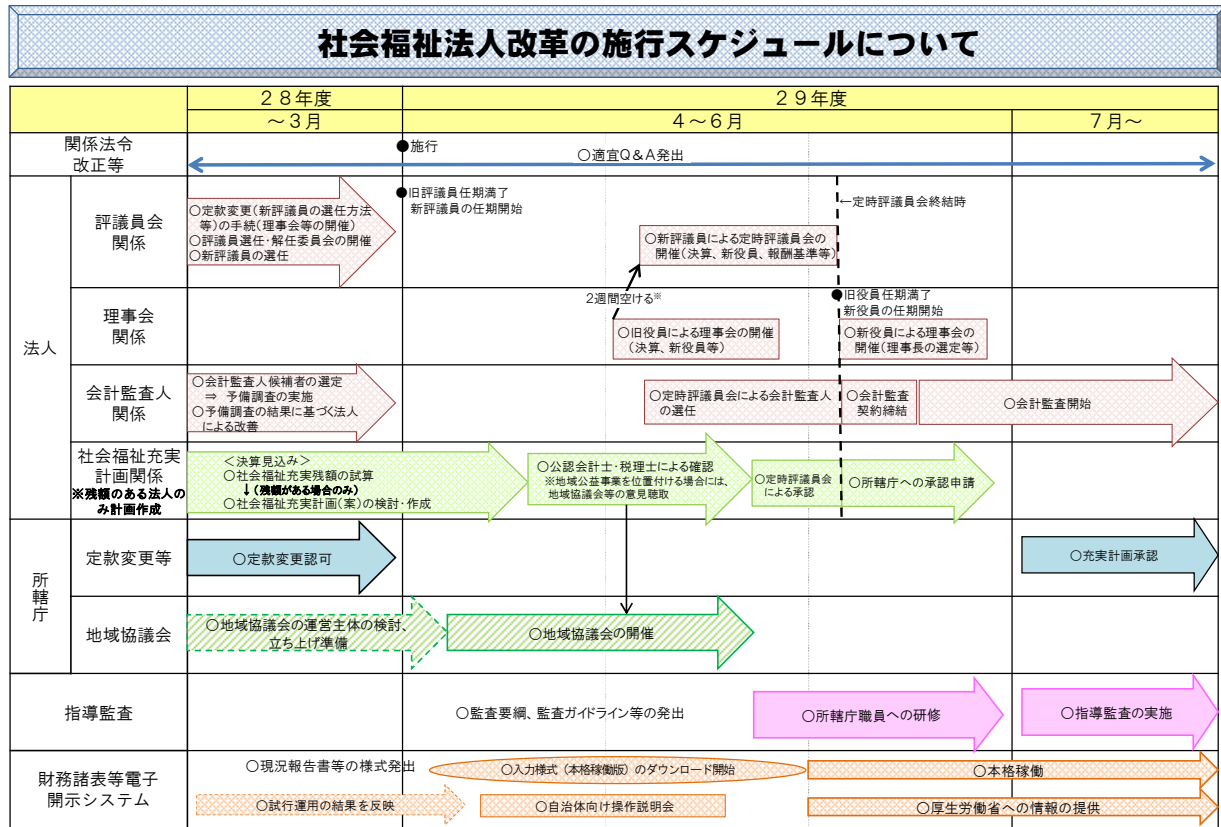
参考資料

1 介護保険施設等における利用者の安全確保等	48
2 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等	54
3 先駆的な取組を行っている自治体の災害福祉支援ネットワークの概要等	60
4 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保	103
5 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握等	111
6 第三者評価の受審件数・公表件数等	120

第1 社会福祉法人制度の見直しについて

1 今後のスケジュールについて

社会福祉法人改革の施行スケジュールは下記のとおりであるので、所轄庁においては、社会福祉法人制度改革の円滑な施行のため、管内法人に対する支援をよろしく願います。



※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要のため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

なお、社会福祉法人制度改革に関する情報については、厚生労働省ホームページにおいても掲載しているため、適宜、ご活用いただきたい。

- ・ 社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

2 定款変更等について

(1) 定款変更について

平成28年度中における新たな評議員の選任に当たっては、あらかじめ各社会福祉法人の定款変更が必要となるため、所轄庁においては、定款変

更申請があった場合には、可能な限り速やかに認可いただくとともに、未申請の社会福祉法人に対しては、状況等の確認をしていただくようお願いする。

なお、平成 29 年 2 月 6 日付け福祉基盤課事務連絡にてお示ししたとおり、「評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後が適当であるが、制度改正に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成 29 年 3 月 31 日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定を行うことも差し支えない（評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く）」こととしているので、管内の市及び所管法人に対する周知についてご協力をお願いする。

（定款例の趣旨）

- ・ 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- ・ 社会福祉法人定款例は、各社会福祉法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

（定款の確認方法）

- ・ 定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。
 - ※ 1 少なくとも、定款例と同じ内容であれば、問題はないこと。もともと、必ずしも定款例通りである必要もない。
 - ※ 2 法令上で規定されているものについては、定款上で定めがなくても、当然に適用されること。
- ・ また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、「社会福

社法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する Q&A」を参考とすること。

(租税特別措置法第 40 条の特例の適用)

- ・ 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっては、社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項を参考とすること。ただし、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かは各社会福祉法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要であること。

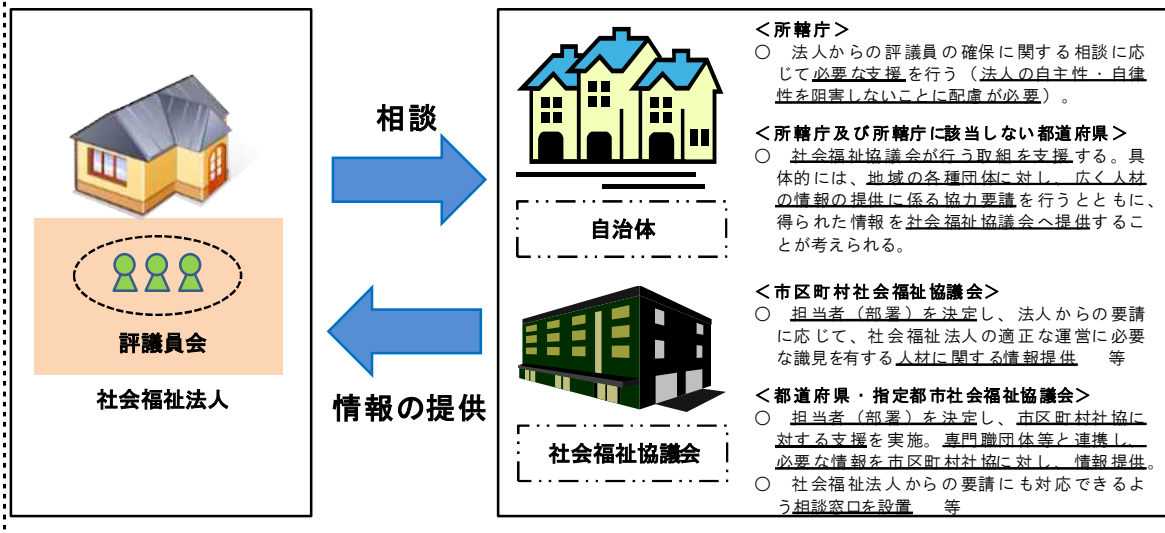
(2) 評議員について

評議員については、法律上（改正後社会福祉法第 39 条）、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされており、この識見を有する者については、社会福祉法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

全ての社会福祉法人において、平成 28 年度中に、新たな評議員を選任することが必要であり、新たな評議員候補者の確保は各社会福祉法人において行うことになるが、評議員の確保が困難な社会福祉法人に対する支援として、下記のとおり、地域における評議員の確保を支援する仕組みを構築するようお願いする。

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、選任が進まない場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、選任されるべき期限についても柔軟に対応する。



3 会計監査人設置関係について

会計監査人の設置が義務付けられる社会福祉法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える社会福祉法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える社会福祉法人である。

なお、社会福祉協議会における退職金共済事業及び介護福祉士修学資金等貸付制度並びに生活福祉資金貸付制度に係る会計については、事業の特性や会計処理について、専門技術的な整理が必要であること等を踏まえ、平成29年度における会計監査人設置義務の一定規模の判定対象から、これらの収益・負債を除外することとする。

平成29年度以降、収益10億円超程度の社会福祉法人において、会計監査の導入に伴う課題・メリットを整理し、周知すること等を通じ、10億円超での実施に向けた環境整備を図っていく予定である。

会計監査人を設置する社会福祉法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要となる。

会計監査人の選任等の流れは、次のとおりであるので、所轄庁においては、会計監査人設置義務対象法人(見込み)を把握いただき、当該法人に対して、適切に支援をいただくようお願いする。

(会計監査人の設置等の流れ)

- ・ 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度(例：平成29年度)の前年度(例：平成28年度)から、下記のとおり、準備作業等が必要になるので、社会福祉法人においては、当該前年度(例：平成28年度)における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計・法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- ・ 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいが、平成29年度については、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などによる取扱も可能とする。

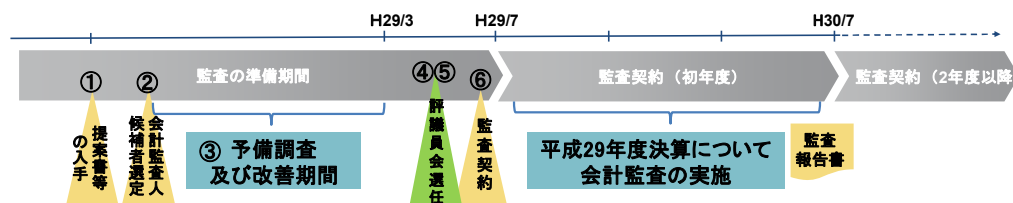
※ 競争入札を必ずしも必要とするものではないこと。

- ・ その際、下記スケジュール例を参考にし、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、社会福祉法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討[※]のうえ、選定すること。

※ 価格のみで選定することは適当ではないこと。

- ・ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

会計監査人監査に係るスケジュール例



※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議 平成29年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任 平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結 平成29年6月～7月

※ 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日（平成29年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

4 社会福祉法人における決算関係スケジュール等について

（決算関係スケジュール（例））

平成28年会計年度の決算関係スケジュール（例）については、下記のとおりであるので、所轄庁においては、管内法人に対する支援をよろしく願います。なお、例示であることから、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施していただくこととなる。

期間	月日	主要項目	
毎会計年度終了後3月以内	3月31日	○決算期	
	4週間経過日 (6月8日)まで	5月10日	○事業報告等(事業報告及びその附属明細書)の提出(理事→各監事) ○計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録の提出(理事→各監事) <(必要に応じて)特定理事の選定(任意)>
			○監事監査の実施 ・監事で監事監査の実施方法(日程、職務分担など)について協議 ・業務監査及び会計監査の実施 ・監査報告の作成 <(必要に応じて)特定監事の選定(任意)>
		5月29日	○監査報告の提出(特定監事→特定理事)
		5月31日	○理事会の開催(旧役員による) 注)招集通知の発出は1週間前(招集手続の省略可) ・事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・定時評議員会の日時・場所、議題等(決算・新役員・報酬基準等*)の決定
	2週間前の日から (中14日間)	6月1日	○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
		6月1日	○定時評議員会の招集通知の発出 (計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供)
	1週間前まで (中7日間)	6月16日	○定時評議員会の開催 ・計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・新役員の選任、報酬基準の承認等*
			○理事会の開催(新役員による) 注)招集通知の発出は1週間前(招集手続の省略可) ・理事長の選定等
			○理事長等の登記(理事長選定後2週間以内)
	6月30日 まで	○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き	

※ 社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。

(監事の監査報告の作成)

監事は、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない(改正後社会福祉法施行規則第2条の27及び第2条の40第2項)。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 追記情報(会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項)
- ・ 監査報告を作成した日

監事は、事業報告等(事業報告及びその附属明細書)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない(改正後社会福祉法施行規則第2条の36)。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容

- ・ 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ※初年度は該当なし。
- ・ 監査報告を作成した日

<監査報告書の様式例>

※ 計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

監査報告書

平成29年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 印
監事 〇〇 〇〇 印

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

（社会福祉法人が作成する書類等）

社会福祉法人においては、事業運営の透明性の向上のため、毎年度6月末に行う決算の手続の際、次のとおり、書類等の作成、備置き・閲覧、所轄庁への届出及び公表を行うことが必要となる。

社会福祉法人の書類等について

		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表		
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号	
	計算書類の附属明細書	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告 （法人の状況に関する重要な事項等）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告の附属明細書 （事業報告の内容を補足する重要な事項）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	監査報告（会計監査報告を含む）	○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
財産目録等	財産目録	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—		
	役員等名簿 （役員等の氏名及び住所を記載した名簿）	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号	
	報酬等の支給の基準を記載した書類 （役員等報酬等支給基準）	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号	
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	
		算定シート	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—	
社会福祉充実計画 （社会福祉充実残額がある場合のみ）		○	法第55条の2第1項	—		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準	

※1 △は定款で作成することになっている場合

※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。

5 社会福祉充実計画の承認事務関係について

(1) 社会福祉充実計画の承認等について

社会福祉充実残額については、改正後社会福祉法第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、社会福祉法人は、その規模や用途等を明らかにする「社会福祉充実計画」を策定し、翌会計年度の6月30日までに財務諸表等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

来年度以降、所轄庁においては、当該計画の承認並びに当該計画の変更に係る承認及び届出の受理に係る事務処理を行わなければならないこととなるので、所轄庁におかれては、これらの新たな事務処理に遺漏のないよう、

- ・ 庁内における文書決裁処理に係る規程等の整備
- ・ 庁内における新たな人員配置を含めた事務処理体制の構築
- ・ 管内における地域協議会の立ち上げ支援

等について、必要な準備を行われたい。

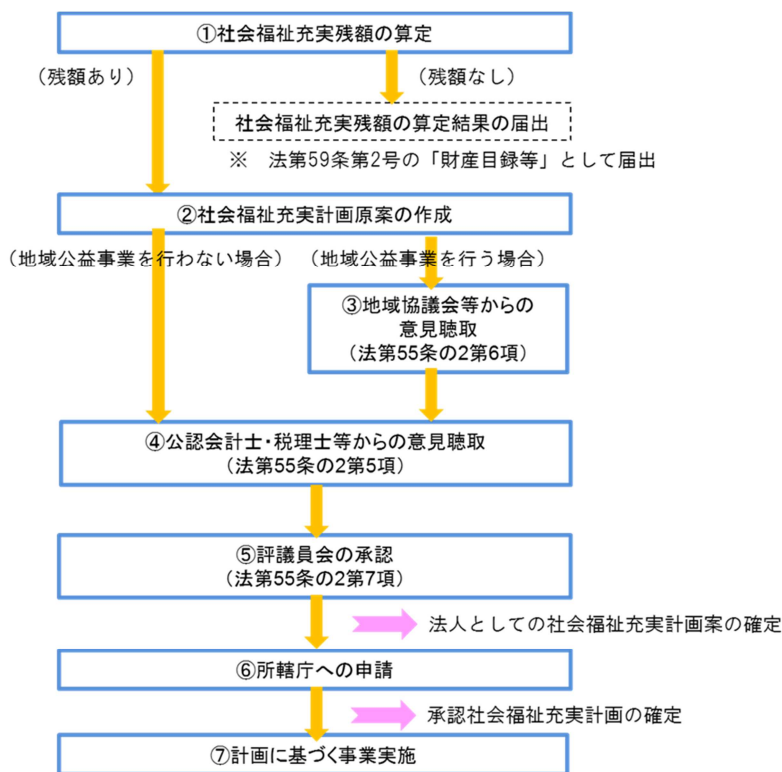
また、具体的な事務処理の内容については、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）において既にお示しをしているところであるので、これらを参照されたい。

なお、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」のポイントについては、次のとおりである。

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」のポイント

(1) 社会福祉充実計画策定の流れ

○ 社会福祉充実計画については、原則として、次の流れに沿って策定する。



(2) 社会福祉充実残額の算定式

○ 社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－(②「社会福祉法に基づく事業に

活用している不動産等」+③「再取得に必要な財産」+④「必要な運転資金」)

(注1)①「活用可能な財産」 = 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

(注2)②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

(注3)③「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率)×22%又は建設時の実際の自己資金比率

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (建物に係る減価償却累計額〇円×30%－過去の大規模修繕に係る実績額〇円)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限り)に係る減価償却累計額の合計額〇円

(注4)④「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注5)主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等(上記③と④の合計額が年間事業活動支出を下回っている場合)については、上記の計算式にかかわらず、②+年間事業活動支出を控除。

(3)社会福祉充実計画

○ 社会福祉充実計画には、

① 既存事業の充実又は新規事業(社会福祉充実事業)の規模及び内容

② 事業区域

③ 社会福祉充実事業の事業費

④ 社会福祉充実残額

⑤ 計画の実施期間

⑥ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

⑦ 地域協議会等の意見の反映状況(地域公益事業を実施する場合に限る。)

等を記載。

○ 計画の実施期間は、原則5年間。合理的な理由がある場合には10年間とすることが可能。

○ 社会福祉充実残額は原則実施期間の間に全額を再投下。ただし、合理的な理由がある場合には概ね1/2以上とすることが可能。

○ 計画の実施期間の範囲で、事業の始期や終期、期間、事業費を法人の任意で設

定。

- 所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画は法人のホームページ等において公表するとともに、その実績についても併せて公表するよう努力。

さらに、制度施行後、最初に策定する社会福祉充実計画については、平成 29 年 6 月 30 日までに所轄庁宛てに提出しなければならないことから、各社会福祉法人においては、平成 28 年度決算の見込みを踏まえつつ、既にお示しをしている「社会福祉充実残額算定シート」を活用して、社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、所轄庁におかれては、各社会福祉法人においてこうした試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

(2) 地域協議会について

地域協議会については、地域公益事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定する場合に、地域における福祉ニーズを的確に反映するとともに、社会福祉法人が円滑かつ公正に意見聴取を行うことができるようにする観点から、所轄庁が体制整備を行うべきものとして位置付けているところである。

昨年末に、所轄庁における地域協議会の体制整備状況について調査を行ったところ、依然として低調な状況にあることから、制度施行初年度である平成 29 年度については、制度改正に伴う所轄庁の準備状況も考慮し、次のような方法により、代替することが可能としているので、御了知願いたい。

- ・ 社会福祉法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと。
- ・ 社会福祉法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと。

なお、このような場合であっても、地域協議会が設置され次第、地域公益事業の取組内容について改めて協議を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて社会福祉充実計画の見直し等を行っていくことが重要である。

6 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

(1) 平成 29 年 6 月からの本格稼働について

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（以下「電子開示システム」という。）については、社会福祉法人がその運営状況について、国民に対する説明責任を十分に果たすことが求められていることから、事業運営の透明性の向上を図るため、改正後社会福祉法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構において構築が進められているものである。

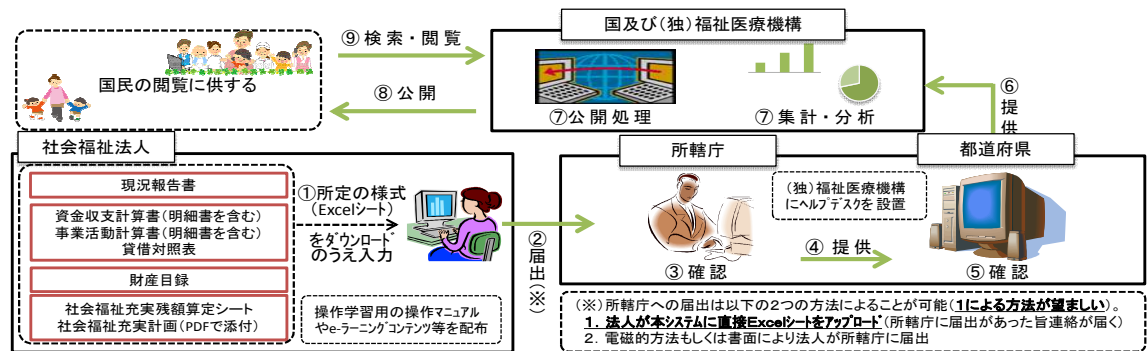
平成 29 年 1 月中旬から 2 月末まで、社会福祉法人及び所轄庁に対する周知のため、また、電子開示システムの改善点等の把握のため、本格稼働に先立つ試行運用を実施し、多くの社会福祉法人や所轄庁の御協力の下、改善の提案に関する意見等をいただいたところである。今後、試行運用でいただいた意見等を参考とし、所要の改善を施した上で、同年 6 月から本格稼働を開始することを予定している。電子開示システムの入力様式のダウンロード時期については、別途ご連絡する。

また、電子開示システムの本格稼働に先立ち、同年 4 月から 5 月までにかけて、試行運用の結果を踏まえて改善した部分の説明を含めた操作説明会の実施を予定している。開催日時等については、別途連絡する予定である。

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに係る今後のスケジュールについて

本システムを導入する趣旨

- 『規制改革実施計画』(平成26年6月24日閣議決定)や『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)において、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められている。国においても、収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築することが求められている。
- 上記を踏まえ、改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施するよう定められたことから、本システムの構築を進めているところ。
- 平成29年1月中旬から2月まで実施した試行運用の結果を踏まえ、所要の改善を行ったのち、**平成29年6月より本格稼働予定**である。



今後のスケジュール

平成28年度	平成29年度					
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
試行運用の結果を反映	入力様式(本格稼働版)のダウンロード開始 自治体向け操作説明会(予定)					
				本格稼働		
						厚生労働省への情報の提供

(2) 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について

改正後認可通知(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連盟通知))別紙1「社会福祉法人審査基準」の第5「その他」の(4)において、

- ・ 「事業の概要等」(改正後社会福祉法第45条の34第1項第4号)のうち改正後社会福祉法施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「現況報告書」という。)
- ・ 「同条第14号に掲げる事項」(以下「社会福祉充実残額算定シート」という。)

については、「別に定める様式を用いて届け出ること」とされており、当該様式に関する通知(以下「届出様式通知」という。)を平成29年3月末を目途に発出する予定である。

- 改正後社会福祉法施行規則(抄)
(事業の概要等)

第二条の四十一 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定め

る事項は、次のとおりとする。

- 一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報
- 二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況
- 三 当会計年度の初日における理事の状況
- 四 当会計年度の初日における監事の状況
- 五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況
- 六 当会計年度の初日における職員の状況
- 七 前会計年度における評議員会の状況
- 八 前会計年度における理事会の状況
- 九 前会計年度における監事の監査の状況
- 十 前会計年度における会計監査の状況
- 十一 前会計年度における事業等の概要
- 十二 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進捗の状況
- 十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
- 十四 第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠 →

社会福祉充実残額 算定シート

- 十五 （略）
- 十六 その他必要な事項 →

現況報告書

現況報告書

「現況報告書」については、昨年 11 月 28 日に実施した社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会及び電子開示システムの試行運用において既にその様式（案）をお示ししているところであるが、これまでにいただいた御指摘等を踏まえ様式に修正等を行った上で、届出様式通知として発出する予定である。

また、「社会福祉充実残額算定シート」についても、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の発出に併せ

てその様式(案)をお示ししているところであり、こちらについても同様に修正等を行った上で、届出様式通知として発出する予定である。

なお、これらの届出に当たっては、改正後認可通知に記載のとおり、電子開示システムを利用することが望ましいこととしているので、ご留意いただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

(3) 厚生労働省への情報の提供について

電子開示システムは、各社会福祉法人に関する情報を収集した後、国民がその情報をインターネットを通じて検索・閲覧できるよう体系的に整備されるものであり、これによって社会福祉法人の事業運営の透明性の向上が図られることとなる。

この趣旨を実現するため、改正後社会福祉法第59条の2第6項の規定に基づき、厚生労働省から都道府県に対し情報の提供を依頼するとともに、その提供方法については、原則として電子開示システムを通じて行っていくこと等を依頼する通知を発出する予定（平成29年3月末目途）であるので、御協力をお願いする。

○ 改正後社会福祉法（抄）

第59条の2 （略）

2～4 （略）

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

7 （略）

7 指導監査の見直し等について

社会福祉法人に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）に基づく実施にご協力いただいているところであるが、改正後社会福祉法により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等が図られることから、社会福祉法人において自主性・自律性を持った運営が行われることを前提とした指導監査とするための見直しを行うこととしている。

このため、監査の基準を明確化し、指導監査の効率化・重点化を図るとともに、監査事項毎の具体的な確認事項を追加するなど、新たに、「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を発出する予定である。

また、社会福祉法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、社会福祉法人は会計監査又は専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人をいう。）による支援を受けることが望ましいものであると考えられるため、会計監査又は専門家による法人の財務会計に関する内部統制や事務処理体制の確認を通じた支援の促進を図ることとしている。

見直しの内容については、現時点の考え方であり、パブリックコメントを経た上で、発出する予定である。

（1）指導監査の見直しについて

実施要綱では、所轄庁が実施する指導監査の目的、類型（一般監査及び特別監査）、実施の周期、省略の要件及び結果の報告等について定める。

従来のお知らせからの主な変更点としては、

- ・ 会計監査又は専門家による支援を受ける法人に対して指導監査を行う際は、会計管理に係る部分について、監査事項の省略ができるものとする
- ・ 法人の運営等に特に大きな問題が認められない法人に対する一般監査の実施の周期を、従来は原則2年に1回であるところ、原則3年に1回とすること

- ・ 会計監査（又は専門家による支援）が実施されている法人に対する一般監査の実施の周期を、原則5年に1回（又は4年に1回）まで延長することを可能とすること
- 等がある。

また、従来は、指導監査を行う際の確認事項や指導を行う基準が具体的に示されていなかったため、所轄庁の指導が地域によって異なる場合や、必要以上に厳しい規制が行われる場合等のいわゆる「ローカルルール」が見受けられた。そのため、今回、指導監査の対象は、原則として法令・通知で定められた事項とするとともに、確認事項や指導を行う基準の明確化を図る観点から、各指導監査事項に関して留意すべき点である「チェックポイント」、「着眼点」、文書指摘等の判断基準となる「指摘基準」及び確認対象とすべき書類を掲げる「確認書類」の項目について定めた「指導監査ガイドライン」（仮称）を新たに策定することとしている。

「指導監査ガイドライン」（仮称）については、法人にも周知を図ることで、所轄庁と法人との指導監査に関する相互理解を深めるとともに、法人の自主的・自律的な運営の促進による社会福祉事業の健全な実施の確保等が期待されるものである。

（2）専門家による支援について

改正後社会福祉法により、一定規模を超える社会福祉法人に会計監査人の設置が義務付けられ、また、改正後認可通知で「会計監査を受けない法人においては、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（中略）を活用することが望ましい」とされていることを踏まえ、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会との協議を経て、会計監査を受けない社会福祉法人が、その事業規模や財務会計に係る事務処理体制等に即して専門家の支援を活用する場合の方法について、次の区分に応じてお示しする予定である。

- ・ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援（法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の社会福祉法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課

題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援。)

※ なお、当該支援は、会計監査人設置義務の基準の段階的な拡大により、将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる社会福祉法人において実施されることが望まれる。

- ・ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援（経理体制、会計帳簿、計算書類等、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援。)

なお、指導監査との関係については、所轄庁による指導監査の実施の周期の延長又は指導監査事項の省略等の可否の判断に当たり、法人の受けた上記報告を所轄庁にも報告の上、所轄庁で当該報告を確認して行うものとする予定である。

(3) 所轄庁の指導監査担当職員を対象とした研修について

社会福祉法人の指導監査等の職務を担う所轄庁の職員を対象とした研修について、平成 29 年度は、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修（都道府県、指定都市、中核市職員を対象。）に加え、一般市職員も対象とする「指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」（仮称）に関する研修会の開催を予定しているので、関係職員の派遣及び管内一般市への周知について格段の配慮をお願いします。なお、詳細については追ってお示しする。

(4) 平成 29 年度以降に実施する指導監査について

平成 29 年度以降に実施する指導監査については、改正後社会福祉法に基づき初めて実施されることとなるが、所管するすべての法人について、改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかの確認を早期に行う必要がある。そのため、所轄庁においては、所管する法人数等を勘案し、概ね 3 年以内を目途にすべての法人に対する指導監査が一巡するスケジュールで実施していただくようお願いします。

8 平成 29 年度予算（案）等における対応

(1) 「社会福祉法人による多様な福祉サービス提供体制構築支援事業」の創設

「社会福祉法人による多様な福祉サービス提供体制構築支援事業」については、来年度、社会福祉法人制度改革が本格施行されることを契機に、地域の多様なニーズを踏まえた、社会福祉法人による多様かつ積極的な取組が推進されるよう、以下のような取組を実施する事業として、平成 29 年度予算（案）において新たに創設するものである。

具体的には、社会福祉法人の体制整備に対する支援として、

- ・ 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修（例：公認会計士や税理士等を招聘した研修会の開催等）や社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援（例：社会福祉協議会等への相談窓口の設置等）
- ・ 法人間の人事交流や合同研修など、複数の法人の協働によるモデル的な取組
- ・ 会計監査人の設置による効果の検証等に関するモデル的な取組

などを推進する。

また、所轄庁に対する支援として、

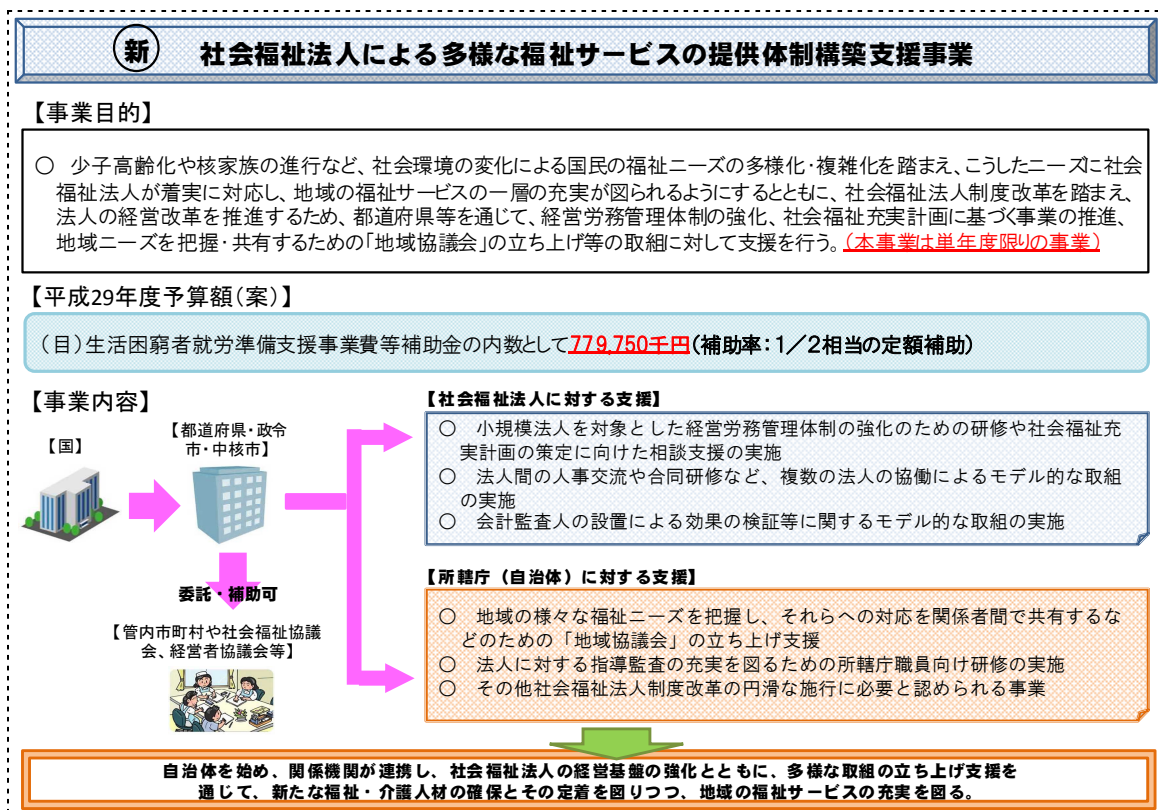
- ・ 地域の様々な福祉ニーズを把握し、それらへの対応を関係者間で共有するなどのための「地域協議会」の立ち上げ支援（例：地域協議会の立ち上げに向けた説明会の開催、地域協議会の事務局に対する初年度備品費用の助成等）
- ・ 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向けの研修（例：都道府県による管内市区町村の監査担当職員を対象にした研修会の開催等）
- ・ その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要と認められる事業

などを推進するものである。

なお、本事業の執行に当たっては、所轄庁における所管法人数等に応じて、以下のとおり補助上限額を設定することとしている。

所管法人数区分	国庫補助基準額（補助上限額）
400 法人以上	15,000 千円以内
300 法人以上 399 法人以下	10,000 千円以内
200 法人以上 299 法人以下	8,000 千円以内
100 法人以上 199 法人以下	5,000 千円以内
99 法人以下	3,000 千円以内

各自治体におかれては、法人制度改革の施行に向け、本事業を積極的に活用した上、円滑な施行にご協力をいただきたい。



（2）地方交付税による措置について

来年度以降、所轄庁においては、社会福祉充実計画の承認等新たな事務処理を行う必要があることから、地方交付税においては、道府県及び市単独分として、以下の事務処理に必要な経費が積算上盛り込まれることが予定されているので、御了知の上、積極的に活用されたい。

ア 社会福祉充実計画に関する事務

- ・ 社会福祉法人が作成する社会福祉充実計画の承認を行うための経費

- ・ 社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成に関し必要な支援として、住民その他の関係者の意見を聞く機会を提供するための経費
- イ 社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」）に関する事務
- ・ 社会福祉法人がデータベースに入力した計算書類等に関する情報の確認・補正及び助言をするための経費
- ウ 社会福祉法人への指導・監督に関する事務
- ・ 社会福祉法人に対する指導・監督の強化のため、公認会計士・税理士等の専門家からの助言を得るための経費

9 措置費等の弾力運用の見直しについて

改正後社会福祉法において、社会福祉法人は、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされている。

これを踏まえ、措置費及び保育所委託費についても、地域のニーズ等に応じた多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、次の見直しを検討することとしているので、各自治体におかれては、御了知願いたい。

措置費及び保育所委託費の弾力運用の見直しの方向性

1. 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
2. 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。
3. 事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
4. 理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

10 社会福祉法人への寄附に関する税制の周知について

(1) 税額控除制度の周知

平成 23 年 6 月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、社会福祉法人等が一定の要件を満たしていることが必要であり、社会福祉法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。

社会福祉法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いする。

(2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる。

一方、これらの財産を社会福祉法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、課税対象とされていた当該所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第 40 条第 1 項）。

今般の社会福祉法人制度改革において、社会福祉法人の財務規律が強化され、会計基準が法令上に位置付けられたこと等を踏まえ、平成 29 年度税制改正大綱では、社会福祉法人に贈与等のあった財産を当該社会福祉法人の基本金に組み入れること等の要件を満たせば、国税庁長官の非課税承認に係る期間を 1 か月に短縮できること等の特例（以下「承認に係る特例」

という。)を認める旨の方針が示されている。

承認に係る特例は、平成 29 年度から適用される見込みであるが、承認に係る特例を受ける要件等の詳細については、追ってお知らせする予定であるので、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対する周知について御協力をお願いする。

○ 平成 29 年度税制改正大綱（平成 28 年 12 月 8 日自由民主党・公明党）（抄）

第二 平成 29 年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

5 租税特別措置等

（国税） ※地方税についても同様の記載あり

[延長・拡充等]

（2）公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の適用に係る申請書の提出があった日から 1 月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。

① 承認に係る特例の対象範囲に次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。

イ・ロ （略）

ハ 社会福祉法人に対する贈与等で当該社会福祉法人の役員等以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が当該社会福祉法人の基本金に組み入れられるもの

② 承認に係る特例の対象資産から株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権等を除外する。

（参考）今後発出予定の通知

- ・ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いに関する通知（課長通知）
- ・ 現況報告書等の様式に関する通知（局長通知）
- ・ 所轄庁から厚生労働省への電子開示システムを通じた提供に関する通知（局長通知）
- ・ 社会福祉法人指導監査実施要綱に関する通知（局長通知）
- ・ 会計監査及び専門家による支援等に関する通知（課長通知）
- ・ 措置費の見直しに関する通知（局長通知）
- ・ 措置費の見直しに関する通知（課長通知）

第2 社会福祉施設の防災・防犯対策等について

1 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備については、関係部局の平成28年度補正予算及び平成29年度予算（案）において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置等に必要な財源を計上しているところである。

また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化や高台移転、スプリンクラー等の整備に係る優遇融資についても、平成29年度において引き続き実施する。

（参考1）

○平成28年度補正予算（耐震化整備、スプリンクラー整備等）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	118億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	69.6億円の内数
・保育所等整備交付金（保育所等）	426.9億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	34.0億円の内数
○平成29年度予算（案）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	71億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	65.9億円の内数
・保育所等整備交付金（保育所等）	564.0億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	22.7億円の内数

（参考2）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率から△0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成28年3月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」において、平成26年10月時点の耐震化率は87.9%（17.5万棟／19.9万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が

見受けられるところである。

※ なお、平成 28 年 6 月に実施した平成 27 年度末時点の調査については、現在取りまとめ中である。また、次回調査については、平成 28 年度末時点について調査する予定であるので、ご協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多数利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン 2016(平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記(※)するなど、国としても、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題である。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各自治体におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など)に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度の情報提供や助言等を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※「国土強靱化アクションプラン 2016」においては、社会福祉施設の耐震化率を平成 25 年の 86%から平成 30 年には 95%とすることを目標としている。

2 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科済 0820 第 1 号等厚生労働省大臣官房

厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知)により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

特に今年度においては、台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の利用者が亡くなるという大変痛ましい事態が発生したことなどを踏まえ、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日付け厚生労働省老健局総務課長・同高齢者支援課長・同振興課長・同老人保健課長連名通知。参考資料 1 参照。）等において、社会福祉施設等における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について点検し、改めて必要な指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

これを受け、現在、これらの実態把握を行うための調査を実施しているところであり、各自治体におかれては、3 月中に回答していただくようお願いしたい。

また、こうした痛ましい事態が発生することのないよう、砂防部局や管内市町村との連携体制を強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、水害・土砂災害を念頭に置いた防災訓練の実施やその実施に向けた支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めていただくようお願いする。

このほか、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画がある場合には、砂防部局への情報提供を行うほか、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点十分に盛り込まれた計画の策定を促すなど、適切な対応をお願いする。

3 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまでも各都道府県においてこれらの情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、今般、

災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号。参考資料 2 参照。）を発出し、当該情報収集の方法等について改めて整理を行うこととしたところである。

本通知では、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

また、各都道府県等において、各施設種別を所管する部局間の連絡調整や被災情報の集約を行う「取りまとめ部局」を明確化していただくこととしているので、各部局間で調整の上、「取りまとめ部局」を定めていただくよう、お願いする。

このほか、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理しておくこととしたので、当該リストの作成について、併せてご協力をお願いしたい。

なお、当該取りまとめ及び施設リストについては、平成 29 年度当初に、各都道府県等に対して照会を行うこととしているので、あらかじめ御了知の上、必要な取組を進められたい。

4 災害福祉広域支援ネットワークについて

災害時において、災害時要援護者（高齢者、障害者など支援が必要な方々）に対し、必要な支援を機動的、能動的に行うため、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築が推進されるよう、平成 26 年度に「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を創設し、都道府県におけるネットワークづくりのための取組に対する支援を行っているところである。

現在、本事業の活用などにより、具体的な災害福祉支援ネットワークを構築済みの自治体は、13 自治体（平成 28 年 6 月現在。自治体独自の取組を含む。）となっているが、未だ多数の自治体において具体的なネットワーク

の構築に至っていない状況にある。

昨年４月に発生した熊本地震を始め、近年、多くの自然災害が発生していることなどを受け、災害時要援護者に対する支援の必要性への認識は、ますます高まりを見せているところである。災害時要援護者に対する機動的、能動的な支援体制を構築するためには、まずは各都道府県において、福祉担当部局と防災担当部局、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会等の住民組織等からなるネットワークを構築し、平時から、災害時における役割分担、具体的な協働の内容等を整理しておくとともに、研修や訓練等による実践を積み重ねていくことが重要である。

今般、こうしたネットワークづくりに関して、以下の（ア）のとおり、先駆的な取組を行っている自治体にご協力をいただき、ネットワークの構築状況や実践事例等についての資料を取りまとめたので、参考とされたい。

また、熊本地震において発生した課題等を踏まえ、以下の（イ）のとおり、平成29年度予算（案）において、上記補助事業の拡充に関する経費を計上することとしたので、積極的に本事業を活用いただきたい。

（ア）先駆的な自治体におけるネットワークの構築状況や実践事例等について

昨年４月に発生した熊本地震において、岩手県、京都府、熊本県では、日頃から体制を整備している災害福祉支援ネットワークを活用し、福祉・介護人材からなる被災地派遣チームを組織し、避難所等において、被災者の相談支援や移動介助などの様々な活動に尽力いただいたところである。

岩手県、京都府、熊本県における災害福祉支援ネットワークの概要等については、以下のとおりであり、詳細は参考資料３のとおりである。また、これらの自治体から、災害福祉支援ネットワークの設置要綱等もご提供いただいているので、未だ具体的なネットワークの構築に至っていない自治体におかれては、これらの自治体の取組を参考にするとともに、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を有効に活用し、災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組を推進されたい。

(参考)体制の構築状況比較表

		岩手県	京都府	熊本県
災害福祉支援体制	指揮命令の主体	岩手県	京都府	熊本県
	事務局	岩手県社会福祉協議会	京都府 京都府社会福祉協議会	熊本県
	災害福祉広域支援ネットワークの加入団体数	25団体	29団体	7団体
	平時における取組	○災害時における市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築 ○チーム員の募集、研修、登録 ○チーム活動に関する周知、啓発	○運営委員会、幹事会の開催 ○研修・訓練の実施 ○医療・社会福祉施設入所者の避難及び避難受入に係るガイドライン等の作成 ○施設入所者、在宅要配慮者の現状把握	○研修の実施
災害発生時の取組	○被害情報の収集、被災市町村等関係機関との連絡調整 ○チーム派遣の可否の判断、派遣要請 ○チームの編成、派遣手続き	○被災状況等の確認、把握 ○関係団体・機関との連絡調整 ○医療・社会福祉施設入所者の避難に係る連絡調整 ○避難所への人材派遣	○協力団体への派遣要請	
災害福祉派遣チーム	災害福祉派遣チームへの登録方式	①協力施設からチーム員予定者登録簿を提出 ②岩手県においてチーム員を名簿登録	①府内のブロックごとに、福祉関係団体がチーム員を選出 ②京都府においてチーム員を名簿登録	協力施設を名簿登録
	災害福祉派遣チームの編成方式	①チーム員に対し派遣の可否を確認 ②派遣可能なチーム員からチームを編成	①チーム員に対し派遣の可否を確認 ②派遣可能なチーム員からチームを編成	①協力施設に対し、職員の派遣の可否の確認 ②派遣可能な職員からチームを編成
	チーム員の資格要件	福祉・介護の専門職員(3年以上の実務経験者で、県研修を終了した者)	構成団体(福祉関係団体)から選出された福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー等)	熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿に記載された施設の職員

(イ) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の拡充について

災害時において、災害福祉支援ネットワークを機動的、能動的に機能させるためには、被災地におけるニーズを迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関とこれを共有した上で、これらのニーズを踏まえた必要な支援をコーディネートする「司令塔的役割」を整備していくことが重要である。

このため、平成29年度予算(案)においては、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の拡充を図り、具体的な災害福祉支援ネッ

トワークを構築済みの自治体を対象に、災害時において被災状況やニーズを一元的に集約するとともに、災害福祉派遣チームの派遣調整等の役割を担う「後方支援チーム」の設置に係る検討等に要する経費を加算（単年度限り）する枠組みを新たに設けることとしている。各都道府県におかれては、積極的に本事業を活用いただき、災害福祉支援ネットワークのさらなる強化に向けた取組をお願いしたい。

(参考) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の拡充概要

新「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の充実（体制強化事業）

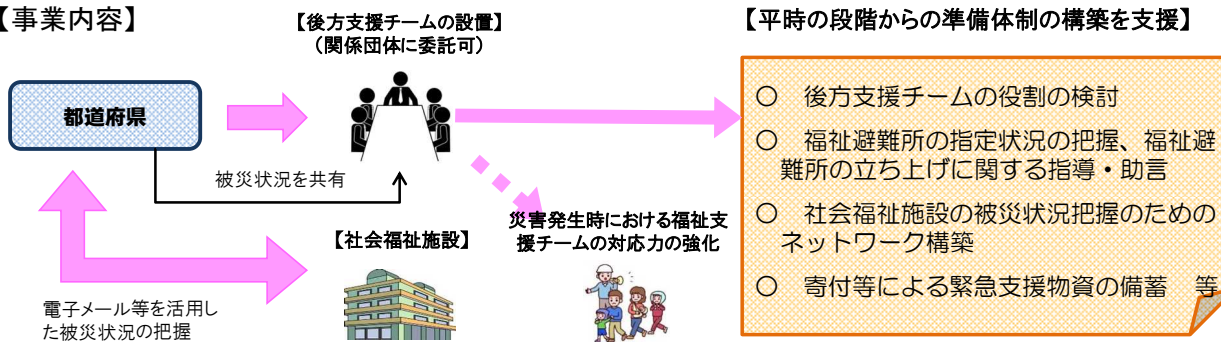
【事業目的】

- 大規模な災害発生時には、高齢者や障害者等の災害時要援護者が生活する社会福祉施設の被災状況を速やかに把握し、食料や水などの物資の供給、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧などにつなげていく必要があるが、その場合、情報収集や物資・人的資源の供給のための司令塔の役割が重要である。
- このため、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の内容の充実を図り、こうしたネットワークが構築されている自治体を対象に、
 - ① 災害時において社会福祉施設等の被災状況の一元的な集約、福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割の検討
 - ② 「後方支援チーム」の立ち上げ支援
 - ③ 管内社会福祉施設の被災状況を把握するためのシステムの構築等に要する経費を加算（単年度限り）する枠組みを新たに設ける。

【平成29年度予算額(案)】

(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数として**24,173千円**(補助率:1/2相当の定額補助)

【事業内容】



災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業の概要

1. 実施主体

- 直接補助: 都道府県
間接補助: 都道府県が適当と認める団体

※ 都道府県が行う場合は、適当と認める民間団体等への事業の委託可。
※ 都道府県が適当と認める団体が行う場合は、都道府県を通じた間接補助。

2. 事業内容

(1) 基本事業

- ① 災害福祉支援体制の検討・構築... 県内の災害福祉支援体制の検討を行い実施体制の構築を図るとともに、行政や民間福祉団体等の関係者間での意識・情報の共有を図る。
- ② ネットワークの普及・啓発... 県内において普及・啓発することにより、ネットワークへの支援者の充実を図るとともに、住民等への認知度を深める。
- ③ 災害福祉支援チームの組成(研修、訓練等)... 具体的な活動に備え人材育成や資質向上を図る。
- ④ ネットワーク本部未設置県への立ち上げ支援... ネットワークの未構築県をゼロにする。
- ⑤ 他都道府県との情報交換や連携づくり... 具体的な活動に備え、他都道府県との顔のみえる関係づくりを図る。

(2) 体制強化事業

新規

- ① 後方支援チームの検討・構築... 災害時において社会福祉施設等の被災状況を一元的に把握し、その結果を踏まえ、災害福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割について検討を行うとともに、その立ち上げを図る。
- ② 被災状況把握のためのシステムの構築... 災害時において管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築を図る

3. 補助率

全事業共通

- 定額

4. 補助上限額(案)

(1) 基本事業

- 1自治体当たり、150万円以内

(2) 体制強化事業

新規

- 1自治体当たり、150万円以内

※ (2)については、災害福祉支援ネットワークの構築が図られている都道府県を対象に、単年度限りで補助。

5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

昨年7月、障害者施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生した。

これを受け、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となった開かれた施設等となることと、安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知。参考資料4参照。）を発出したところである。

各自治体におかれては、管内社会福祉施設等に対する周知等に御協力をお願いするとともに、施設等における防犯に係る安全確保を支援する観点から、必要な取組の推進をお願いしたい。

また、現在、各自治体及び社会福祉施設等に対し、好事例の収集と課題の整理を行うことを目的として、社会福祉推進事業により、防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査を実施しているところである。その結果については、今後報告書が取りまとめられ、公表されることとなっているので、各自治体において、安全確保の取組を進めるにあたり、参考としていただきたい。

6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、昨年5月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視一飛散・ばく露防止対策を中心として一」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等においては、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）

等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査の実施について(依頼)」(平成28年9月30日雇児発0930第2号・社援発0930第12号・障発0930第2号・老発0930第13号。参考資料5参照。)を発出し、改めてアスベスト含有保温材等を含めた使用実態調査を実施しているところである。また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、平成29年度においても引き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

	社会福祉施設
融資率	70～75% → 75～80%
利率優遇	通常利率から△0.05～△0.4%

7 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」(平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者にも精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が

図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成 22 年 10 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」が施行され、木材利用の促進に係る取組を支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成 29 年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

第3 社会福祉施設の運営等について

1 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。（参考資料6参照）

本事業については、平成16年より「福祉サービス第三者評価に関する指針について」に定める福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービス毎の評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「指針」を改正し、通知したところである。

また、内容評価基準については、平成28年3月には保育所に係る基準を、平成29年2月には障害者・児施設に係る基準を改正したところである。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めて頂きたい。

なお、現在、高齢者施設及び救護施設の内容評価基準について、検討を行っているところであり、内容が決まり次第通知するので、各都道府県におかれてはあらかじめ御了知いただきたい。

《参照通知等》

- ・「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、
老健局長連名通知)
- ・「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」
(平成 27 年 2 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長
連名通知)
- ・「保育所における第三者評価の実施について」
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長
連名通知)
- ・「障害福祉サービス事業所等 における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉
部長連名通知)
- ・全国社会福祉協議会ホームページ
<http://shakyo-hyouka.net/>(第三者評価事業トップ)
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)
http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について（平成 12 年 6 月 7 日厚生省社会・援護局長）」に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業に係る研修等に必要な経費については、平成 29 年度予算（案）において、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるので、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるよう、ご配慮をいただきたい。

第4 感染症の予防対策について

1 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成28年12月2日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

・平成28年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

・インフルエンザQ&A(平成28年度)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

○国立感染症研究所ホームページ

・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

2 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及

啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
(平成 28 年 12 月 28 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管マニュアル」の改正について」
(平成 28 年 7 月 1 日医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・ C 型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html
- ・ B 型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html
- ・ 肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン

高齢者施設における肝炎対策のガイドライン

- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」
（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供されるよう、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

（1）平成29年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成29年度予算（案）においては、ニッポン一億総活躍プラン等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付原資を確保するとともに、

- ・ 被災地における災害復旧の促進を図る取組として、災害復旧に係る融資において、無利子貸付の対象となる社会福祉施設の拡充や
- ・ ニッポン一億総活躍プランの実現に向けた取組として、不動産担保の徴求が困難な介護ロボット・ICTの導入や、空き家等の賃借による事業所の整備に対する融資において、無担保で融資できる限度額の引き上げ

等の見直しを行うこととしている。併せて、東日本大震災や熊本地震の復旧に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

ア 貸付規模

資金交付額 3,727億円（うち福祉貸付 2,545億円）

イ 貸付条件の改善内容

① 新規事項

- 災害復旧に係る無利子貸付対象の拡充
 - ・無利子貸付対象施設・事業を全ての融資対象施設・事業に拡充する。
- 介護施設等における「介護ロボット・ICT の導入」及び「空き家等の賃借による事業所の整備」に伴う無担保貸付制度の拡充
 - ・一定の利率を上乗せした上で融資する無担保貸付の限度額を3,000万円まで引き上げる（現行の無担保貸付限度額は300万円）。

② 継続事項（平成29年度まで延長。優遇措置の内容については「第2 社会福祉施設の防災・防犯対策等について」を参照。）

- 耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策に係る融資条件の優遇措置

（2）民業補完の取組の推進について

介護施設や保育所等の需要が高まる中で、施設整備における民間資金の活用は重要であり、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、福祉貸付全般において、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを設けているところである。

協調融資については、事業者にとって取引実績のない民間金融機関からの融資が受けやすくなるとともに、民間金融機関にとっても、機構から融資に関するノウハウやデータ等の提供が受けられ、スムーズな融資審査が可能となる等のメリットがある。事業者、民間金融機関ともにメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、機構においては、特に大規模な施設（融資対象面積5,000㎡を

超える施設)の借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資の利用を前提とすることで、更なる協調融資の推進を図ることとしているので、該当の施設整備を行う社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。

また、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体においては、機構からの融資の活用を認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の適時的確な整備の確保を図るため「長期・固定・低利」の資金を融通するものであるが、融資の原資について財政投融資金という公的な資金を活用していることから、あくまでも民業補完の原則に沿って実施されているところである。特に、現下の金融環境を鑑みた場合、社会福祉施設等の効率的な整備という観点からも、施設等の整備の公募等にあたっては、機構からの融資を要件とすることにより民間金融機関からの資金調達を排除することのないようご留意いただきたい。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成 29 年度予算案 (案) 260.7 億円

(2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業 (以下「退職手当共済事業」という。)は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 28 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 29 年度以降においても、共済契約者 1 人当たりの補助単価 (都道府県単位金額)については、平成 29 年度予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、ご協力をお願いしたい。

(3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項）」とされているが、平成28年4月の制度改正による影響等を踏まえ、平成29年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額を以下のとおり変更し、平成29年度予算成立後をメドにお示しする告示において正式に定める予定としている。

(旧) (新)

平成29年度単位掛金額（案） 44,700円 → 44,500円

3 経営サポート事業について

機構では、経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者に対する経営サポート事業を実施しているところである。具体的には、施設単位による経営分析から、法人単位による経営分析を実施するとともに、その中で財務面において優良である施設のデータとの対比等により法人の経営状況を分析し、改善すべき課題や改善による効果等を提示する「経営分析プログラム」等を実施しているところである（平成27・28年度実績：55件）。

各都道府県におかれては、経営面などで課題を抱えている社会福祉法人に対して、機構の経営サポート事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。なお、具体的な事業の詳細は、機構のホームページに掲載しているので、参照されたい。

(参考)機構の経営サポート事業の概要(平成 28 年度実績)

1. リサーチ業務

- ・ 福祉・医療をテーマとした各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

【具体例】(機構のホームページに掲載)

- ・ 「介護人材」に関するアンケート調査の結果について
- ・ 社会福祉法人の複数事業および施設の展開について
- ・ 平成 27 年度 福祉・医療施設の建設費について
- ・ 平成 27 年度 特別養護老人ホームの経営状況について
- ・ 平成 27 年度 保育所の経営状況について など
- ・ 社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的(四半期に1度)公表
- ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム(ケアハウス)」「保育所」「障害福祉サービス」「病院」「介護老人保健施設」の6施設、「社会福祉法人」「医療法人」の2法人について、分析結果を冊子「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。
- ・ 施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

2. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。

3. コンサルティング業務

① 経営分析プログラム

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・ 財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・ 分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

② 個別支援プログラム

- ・ 法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

【具体例】

- ・ 社会福祉法人に係る中長期計画策定支援
- ・ 社会福祉法人に係る雇用管理の適正化(人事評価制度改正)支援
- ・ 精神科病院の収益回復に向けた経営分析 など

③ ガバナンス診断プログラム

- ・ 社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCA の考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示。

4 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO 法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。平成 29 年度については、募集する助成テーマを「ニッポン一億総活躍プラン」に定められている対応策と同様の内容に組み替えることで、一億総活躍社会の実現を推進していくこととしている。

なお、機構のホームページにおいては、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。また、機構の NPO リソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に照会にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動する NPO 法人等との連携を図っていただきたい。

児童福祉施設等、救護施設等、障害者支援施設等についても、同日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長から同様の通知を发出している。

老 総 発 0909 第 1 号
 老 高 発 0909 第 1 号
 老 振 発 0909 第 1 号
 老 老 発 0909 第 1 号
 平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部(局)殿

中核市

厚生労働省老健局総 務 課 長
 (公 印 省 略)
 高 齢 者 支 援 課 長
 (公 印 省 略)
 振 興 課 長
 (公 印 省 略)
 老 人 保 健 課 長
 (公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成24年4月20日老総発0420第1号、老高発0420第1号、老振発0420第1号、老老発0420第1号)等のほか、今回の被害を踏まえ发出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「防災ガイドBOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチェックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 介護保険施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設
- ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 短期入所生活介護
- ・ 通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）（認知症対応型通所介護を含む）

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

平成 29 年 2 月 20 日
 雇児発 0 2 2 0 第 2 号
 社援発 0 2 2 0 第 1 号
 障 発 0 2 2 0 第 1 号
 老 発 0 2 2 0 第 1 号

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
 (公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
 (公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 (公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
 (公 印 省 略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従前より各都道府県においてこれらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

一般的に、社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、まずは社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被災自治体を始め、厚生労働省などの関係者間で共有した上、それぞれの役割分担を図りつつ、連携して必要な対策を検討していくことが重要である。

近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が見受けられることから、今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

記

1. 平時における取組について

災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況（以下「被災状況」という。）の把握等を行うに当たっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）においては、以下の取組を推進すること。

(1) 被災状況の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局（以下「施設所管部局」という。）間との連絡調整及び被災状況の情報収集に係る取りまとめを行う部局（以下「取りまとめ部局」という。）を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくことが望ましい。

(2) 管内関係者間のネットワークの構築

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を行う必要があることから、特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連携体制を構築しておくことが重要である。

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワークづくりを推進するとともに、災害発生時におけるそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくことが望ましい。

(3) 社会福祉施設等リストの整理

① 施設リストの作成

取りまとめ部局は、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式により、都道府県等管内の社会福祉施設等の一覧表（以下「施設リスト」という。）を作成しておくこと。

なお、当該施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。

② 都道府県等・市区町村間の役割分担について

取りまとめ部局は、施設リストに整理した社会福祉施設等について、災害発生時に、被災状況を、都道府県等及び市区町村がどのような役割分担で情報収集を行うか、必要な調整を行っておくこと。

また、社会福祉施設等に対して、できる限り同一の内容について、複数の者が重複して情報収集を行うことのないよう配慮することが必要であることから、あらかじめ情報収集を行うにあたって、実施手順や聞き取り内容などの標準化を図っておくことが望ましい。

ただし、災害の状況によっては、上記の役割分担どおりに情報収集を行うことが困難な場合も想定されることから、都道府県が当該市区町村に代わり、情報収集を行うなど、柔軟に対応できる体制についても検討を行っておくこと。

③ 施設リストの共有について

取りまとめ部局は、作成した施設リストを施設所管部局と共有するとともに、適切に保管し、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に情報提供を行うこと。

なお、都道府県の取りまとめ部局は、管内指定都市及び中核市の施設リストの提供を受け、これを適切に保管するとともに、管内市区町村においても施設リストが適切に保管されるよう、必要な措置を講ずること。

④ 施設リストの更新について

取りまとめ部局は、毎年度当初には施設リストの更新を行うこと。なお、基本情報の更新に当たっては、基本情報のうち、緊急連絡先など災害時の連絡体制に関するものを中心に行うことも差し支えないものとする。また、毎年度当初以降に、社会福祉施設等が新設された場合や「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、必要に応

じて施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、可能な限り施設リストの随時更新を行うこと。

(4) 被災状況の把握方法等の検討

① 被災状況の把握方法等の検討について

取りまとめ部局は、災害発生時に、固定電話や防災電話、Eメール、SNS等具体的にどのような方法により被災状況を把握するのか、必要な検討を行っておくこと。

② 社会福祉施設等への周知について

取りまとめ部局が中心となって、平時から社会福祉施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、①により検討した方法により、速やかに都道府県等又は市区町村に対して報告を行うよう、周知を図ること。

③ 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築を検討すること。

ただし、都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況の把握等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) 社会福祉施設等への被害情報等の収集

取りまとめ部局は、災害発生時には、施設リストに基づき、都道府県等及び市区町村とも連携を図りつつ、あらかじめ定めた役割分担、情報収集の方法に従って、速やかに被害情報等の収集を行うこと。

なお、被害情報等の収集に当たっては、市区町村から行うほか、関係団体など、あらゆる情報源の活用を努めること。

(2) 被災状況の厚生労働省への情報提供

① 被災状況の厚生労働省への情報提供について

取りまとめ部局は、原則として1日に1回、把握した被害情報等について、別紙様

式に集約した上で、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて、メールにより情報提供を行うこと。また、指定都市、中核市の取りまとめ部局にあつては、厚生労働省への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

② 重大な被害が生じた場合における情報提供について

社会福祉施設等において、「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」には、①による情報提供に先だつて、都道府県等又は市区町村から、厚生労働省施設所管部局あて、取りまとめ部局を経ることなく、直接、被害に関する個別詳細の情報提供を行うこと。（これにより難しい場合は、この限りではない。）

なお、当該情報提供については、被害情報等を把握次第、速やかに行うこととし、様式及び方法は問わないものであること。

③ 被災状況等に応じた柔軟な対応について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び施設所管部局においては、①及び②に関わらず、災害が発生した時間帯や災害規模、被災状況、避難者の動向などを踏まえ、別紙様式における状況把握項目の追加や対象施設の追加、別紙様式の都道府県等施設所管部局から厚生労働省の施設所管部局への直接送付など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

3. その他

(1) あらかじめ発生が予想できる災害について

取りまとめ部局が中心となって、台風等の気象情報により、あらかじめ発生が予想できる災害については、気象情報を踏まえ、社会福祉施設等に対して、迅速に施設利用者の避難が実施されるよう、必要な要請を行うこと。

(2) 「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等については、あらかじめ施設リストの作成は要しないこととするが、災害の状況により、これらの被災状況を把握する必要がある場合も考えられることから、介護サービス情報公表システムなどの既存情報も最大限有効に活用しつつ、可能な限り、被災状況が把握できる体制の整備に努めること。

(3) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の有効活用

災害発生時における対応は、1の(2)に記載のとおり、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、ボランティア団体など、

平時において、多様な関係機関とのネットワークが構築されていればいるほど、支援の幅が広がることにつながるものであることから、各都道府県においては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を有効に活用すること。

(4) 夜間・休日等における情報提供

取りまとめ部局は、夜間・休日等において、重大な被害が生じた場合は、別途連絡する厚生労働省社会・援護局福祉基盤課又は施設所管部局の担当者の緊急連絡先に情報提供を行うこと。なお、当該緊急連絡先は、市区町村あて周知を図ること。

先駆的な取組を行っている自治体の災害福祉支援ネットワークの

概要等について

○岩手県

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例（岩手県）
（添付資料）

- ・岩手県災害福祉広域支援推進機構設置要綱
- ・岩手県災害福祉広域支援推進機構運営要領
- ・岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領
- ・岩手県岩泉町（台風10号被害）における岩手県災害派遣福祉チームの活動について

○京都府

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例（京都府）
（添付資料）

- ・京都府災害時要配慮者避難支援センター運営規程
- ・京都府災害時要配慮者避難センター
- ・京都府災害派遣福祉チーム（DWAT）
- ・熊本地震災害に対する京都府の支援及び“京都 DWAT”の活動について

○熊本県

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例（熊本県）
（添付資料）

- ・熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例

岩手県

平成28年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	本部：岩手県、事務局：岩手県社会福祉協議会
体制名称	岩手県災害福祉広域支援推進機構
設置要綱等	岩手県災害福祉広域支援推進機構設置要綱 岩手県災害福祉広域支援推進機構運営要領 岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領
組織役員	本部長：岩手県知事 副本部長：岩手県保健福祉部長 事務局長：岩手県社会福祉協議会事務局長 委員：構成団体の代表者等
事務局	岩手県社会福祉協議会
平時における活動	○災害時における市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築 ○チーム員の募集、研修、登録 ○チーム活動に関する周知、啓発
災害発生時における活動	○被害情報の収集、被災市町村等関係機関との連絡調整 ○チーム派遣の可否の判断、派遣要請 ○チームの編成、派遣手続き

構成団体・員	
区分	団体等名
福祉関係	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 児童福祉施設協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 保育協議会
	一般社団法人 岩手県介護老人保健施設協会
	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	岩手県知的障害者福祉協会
	岩手県認知症高齢者グループホーム協会
	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
	一般社団法人 岩手県介護福祉士会
	岩手県精神保健福祉士会
	岩手県介護支援専門員協会
岩手県ホームヘルパー協議会	
岩手県医療ソーシャルワーカー協会	
医療・保健関係	一般社団法人 岩手県医師会
	一般社団法人 岩手県歯科医師会
	一般社団法人 岩手県薬剤師会
	学校法人 岩手医科大学
岩手県保健師長会	
学識経験者	公立大学法人 岩手県立大学
行政	岩手県市長会
	岩手県町村会
	岩手県

II 災害福祉派遣チームについて

チーム構成及び資格要件	福祉・介護の専門職員（3年以上の実務経験者で、県研修を修了した者）	
1チームあたりの人数	4～6名／1チーム	登録チーム員・施設数 234名・80法人（平成28年12月22日現在）
チーム員としての登録に必要な手続き等	<p>①チーム員の登録研修の実施にあたり、各施設等に対し、チーム員を募集 ②募集に応じた施設（協力施設）から派遣協力申出書の提出を受け、県と協定を締結 ③協力施設からチーム員予定者登録簿の提出を受け、予定者を登録 ④上記予定者のうち、県の登録研修を修了した者をチーム員として登録 ⑤チーム員登録後は、技術向上のため、スキルアップ研修（2回）を実施 ⑥チームとして、県総合防災訓練や市町村防災訓練へ参加して訓練を実施</p>	
災害時のチーム編成・派遣までに至る手順	<p>①県本部は、被災地からの派遣要請や被害状況等を総合的に勘案し、派遣の可否を判断 ②県本部から事務局に対し、チーム編成と派遣手続きを依頼 ③事務局は、各チーム員に派遣対応の可否について報告を依頼 ④各チーム員は所属施設に確認のうえ、派遣対応の可否を事務局へ報告 ⑤事務局は、チーム員からの報告をもとにチームを編成 ⑥県本部は、チーム員の所属施設に対し、チーム派遣を要請（派遣要請書による） ⑦事務局は、チーム員を集集場所に召集し、派遣指示書によりオリエンテーションを行い、チームを被災地へ派遣</p>	
チームの派遣先での活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング（必要に応じ福祉避難所へ繋ぐなど） ○要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な介護等支援 ○避難者等の福祉的課題の整理、避難所環境の整備 ○市町村、医療救護班、保健活動班などと連携した要配慮者の支援など ○要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援 	

III 熊本地震における対応について

災害福祉派遣チームの実際の活動内容及び成果

○派遣期間及び派遣人数等

- ア 派遣期間：平成28年4月28日～5月18日（21日間）
- イ 活動場所：益城町交流情報センター（避難者約200名）
- ウ 派遣人数：チーム5班 延べ24名

○主な活動内容

- ア 要配慮者のニーズ調査の実施
- イ 福祉相談コーナー「さしより」（熊本弁で「とりあえず」の意）の設置
- ウ 益城町の避難所関係者ミーティングへの参加
- エ 避難所内の要支援者の居場所や周辺の救護所、仮設トイレ等を掲載したマップを作成し、保健師チーム等と共有
- オ 要配慮者の状況に応じた個別支援対応（入浴支援等）
- カ 避難所内の環境改善（ラジオ体操の実施、危険箇所の安全対策、子どもの学習スペース確保調整など）

※ 岡山市保健師チーム及び熊本DCATメンバー並びにNPO等と連携して活動。

○活動の成果

- ア 福祉相談コーナー設置、アセスメント票の共通化など、避難所での要配慮者支援の充実強化に貢献
- イ 岡山市保健師チーム、熊本DCATメンバーとの連携が図られた他、岩手県チームを引き継いだ京都府DWATとともに、益城町の要配慮者支援体制の土台構築に参画

災害福祉派遣チームの課題

発災直後に被災自治体において福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チームを制度化し、全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要

災害福祉派遣チームの今後の展望

1 広域的な派遣調整システムの構築

チーム派遣を円滑に行うため、チームの制度化や派遣調整システムの必要性について国へ要望していくほか、東北各県との相互応援体制の構築に向けて取り組む。

2 チーム派遣体制の充実・強化

派遣実績を評価・分析し、活動マニュアルや研修・訓練に反映するとともに、チーム派遣体制の見直しを行う。

岩手県災害福祉広域支援推進機構設置要綱

(設置)

第1 大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、岩手県災害福祉広域支援推進機構（以下「推進機構」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるると認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所で
の生活において特別な配慮を必要とする者
- (3) 岩手県災害派遣福祉チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模
災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他
災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチ
ーム（以下「チーム」という。）
- (4) チーム員 チームを構成する者

(活動)

第3 推進機構は、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 大規模災害時における要配慮者の広域支援の調整に関すること。
- (2) 大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関すること。
- (3) 前2号に関し必要と認められること。

(組織)

第4 推進機構は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で組織し、その代表者等を委員とする。

- 2 委員は、岩手県知事が委嘱する。なお、委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動が生じた場合は岩手県知事に届け出るものとする。
- 3 推進機構に事務局を置く。
- 4 事務局は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会に置く。
- 5 推進機構の活動に関して検討を行うため、推進機構に部会を置くことができる。
- 6 推進機構に特別委員を置くことができる。なお、特別委員は岩手県知事が委嘱し、任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第5 推進機構に、次の役員を置く。

- (1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 事務局長

2 本部長は岩手県知事をもって充て、推進機構を総理し、会議の議長となる。

3 副本部長は岩手県保健福祉部長をもって充て、本部長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局長は社会福祉法人岩手県社会福祉協議会事務局長をもって充て、事務局を総括する。

(招集)

第6 推進機構の会議は、本部長が招集する。

(意見の聴取)

第7 推進機構は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8 推進機構の庶務は、岩手県保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進機構の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

(別表)

岩手県災害福祉広域支援推進機構 構成団体

区 分	団 体 等 名
福祉関係	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 児童福祉施設協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 保育協議会
	一般社団法人 岩手県介護老人保健施設協会
	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	岩手県知的障害者福祉協会
	岩手県認知症高齢者グループホーム協会
	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
	一般社団法人 岩手県介護福祉士会
	岩手県精神保健福祉士会
	岩手県介護支援専門員協会
	岩手県ホームヘルパー協議会
岩手県医療ソーシャルワーカー協会	
医療・保健 関係	一般社団法人 岩手県医師会
	一般社団法人 岩手県歯科医師会
	一般社団法人 岩手県薬剤師会
	学校法人 岩手医科大学
	岩手県保健師長会
学識経験者	公立大学法人 岩手県立大学
行 政	岩手県市長会
	岩手県町村会
	岩手県

岩手県災害福祉広域支援推進機構運営要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構設置要綱に基づき、岩手県災害福祉広域支援機構（以下「推進機構」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(平常時の事務分掌)

第2 推進機構の平常時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

県

- (1) 広域的な要配慮者の支援、岩手県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣調整に関する事。
- (2) チーム活動に関する周知、啓発に関する事。
- (3) 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関する事。
- (4) 費用負担に係る調整に関する事。

事務局（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）

- (1) チーム員の募集に関する事。
- (2) チーム員の研修に関する事。
- (3) チーム員の登録及びチームの編成に関する事。

その他の構成団体

- (1) 推進機構の活動への協力・連携に関する事。
- (2) 当該団体における協力・連携体制の構築に関する事。

(大規模災害発生時の事務分掌)

第3 推進機構の大規模災害発生時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

県

- (1) 被害情報の収集に関する事。
- (2) 被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請に関する事。
- (4) 費用負担に係る調整に関する事。
- (5) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

事務局（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）

- (1) チームの編成に関する事。
- (2) チームの派遣の手続きに関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整等に関する事。
- (4) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

その他の構成団体

- (1) チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整に関する事。
- (2) 県の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整を行う事。
- (3) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

(事前協定等)

- 第4 県は、チームの派遣について協力する構成団体又はその他の団体（以下「協力団体」という。）と岩手県災害福祉広域支援に関する協定（様式第1号）を締結するものとする。なお、構成団体以外の協力団体が協定を締結しようとする場合は、岩手県災害福祉広域支援協力申出書（様式第2号）を県に提出するものとする。
- 2 協力団体は、当該団体の構成員のうち大規模災害発生時にチームに協力するものについて、岩手県災害福祉広域支援協力者（施設）登録簿（様式第3号）を県に提出するものとする。
- 3 協力団体は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。
- 4 第1項の協定に基づくチーム派遣に係る要請は、岩手県災害派遣福祉チーム派遣協力要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(補則)

- 第5 この要領の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月22日から施行する。

岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構設置要綱に定める岩手県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

(チームの編成等)

第2 チームは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所又は医療機関等（以下「協力施設」という。）の長の承認及び協力施設等で構成される事業者団体又は専門職能団体（以下「協力団体」という。）の推薦を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。ただし、協力施設に所属していない者であっても、その他の条件を満たす場合はこの限りでない。

2 岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構（以下「推進機構」という。）は、前項の研修を修了した者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

3 推進機構は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のチームを設置する。

4 チームは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

(1) 要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者

(2) 介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者

(3) 連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

5 推進機構は、必要に応じてチーム員の中から総括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

6 チームの活動に当たって必要となる資材等については、推進機構において装備するものとする。

(活動内容)

第3 チームの活動は、次の内容を基本とする。

(1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を本部に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

(3) その他

- ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
- イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(活動基準、期間等)

- 第4 チームは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたとときに活動するものとする。
- 2 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後5日間程度）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(各団体の役割等)

第5 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。また、チームの派遣の可否を判断し、必要に応じてチームを設置し事務局にチームの派遣を指示するとともに、協力施設及び協力団体にチーム員の派遣又は派遣調整を要請する。

(2) 事務局（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）

県からの指示を受け、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行う。

(3) 協力施設及び協力団体

県からの要請により、チーム員の派遣又は派遣調整を行う。

(4) チーム員

県からの要請により、本部が指定する場所に参集し、チームの活動を行う。

(事前協定等)

- 第6 チームの派遣に協力する協力施設又は協力施設を所管する法人（以下「協力施設等」という。）は、岩手県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書（様式第1号）を県に提出する。
- 2 県は、前項の申出書の提出を受け、協力施設等と岩手県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第2号）を締結するものとする。
 - 3 協力施設等は、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者について、岩手県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿（様式第3号）に記載し県に提出するものとする。また、

チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても同登録簿に記載するものとする。

- 4 協力施設等は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。
- 5 第2項の協定に基づく要請は、岩手県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。
- 6 乙は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について岩手県災害派遣福祉チーム員活動報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）により報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

（研修及び訓練等）

- 第7 推進機構は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。
- 2 推進機構は、県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

（費用負担等）

- 第8 チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの運営及び活動等に関する費用については、別に定める。
- 3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

（他の都道府県への派遣）

- 第9 チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定める。

（補則）

- 第10 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月22日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、 ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援セン ター職員
その他	特に本部長が認めた者

岩手県岩泉町(台風10号被害)における 岩手県災害派遣福祉チームの 活動について

岩手県災害派遣福祉チーム事務局 提供資料

1

- 今回の派遣は、チーム発足(H25年度)以来、熊本派遣に次ぐ2回目。
- 自県で起きた災害に対しては、初めての派遣。
 -
- 熊本で経験させていただいたこと全てが、スムーズに活動を進める基礎となった。
- 想定していたマニュアルにはない、「ヘリポートでの受入れ支援」。

2

- 被災市町村の要請を待たずに、先遣調査チームを派遣。
- 234名の登録チーム員がありながら、1か月の間、1~2チームの継続編成が難しかった。
- 現地に事務局員が常駐。コーディネート機能を兼務。
- 高齢・障がい・子ども等各要配慮者に、個別対応を中心に、多職種チーム員で対応できた。

3

-
- 避難所に滞在し要配慮者の詳細を把握することで、巡回型他職種チームの「ハブ」機能を担った。
 - 避難所の運営、環境整備等について、行政に対し提言した。
 - 派遣終了時期と形態を予想しながら、地元関係者の判断を尊重し、活動を行った。

4

発災・情報収集・派遣調整

発災：平成28年8月30日(火) 19時台

1 被害の状況（老人福祉施設・介護事業所等）

- (1) 人的被害
9名死亡（岩泉町の高齢者グループホーム 楽ん楽ん（らんらん））

(2) 物的被害

	床上	床下	停電	断水	一部破損等	再開施設／ 被災施設（割合）
富古市	4		5	9	1	15/17
岩泉町	2		6	4		6/8
田野畑村	1		2			3/3
久慈市	5		2	1		7/7
普代村			1			1/1
洋野町			1	1		1/1

注）同一施設で複数の被害があった場合は重複計上

2 県の対応（高齢者福祉分野）

(1) ふれんどりー岩泉の入所者への支援

岩泉町の介護老人保健施設「ふれんどりー岩泉」は、8月30日に河川の氾濫により2階付近まで浸水したが、入所者85名及び職員は3階に避難し全員無事であった。施設が大きな被害を受けたことから、入所者は翌31日に、矢巾町の県消防学校までヘリコプターで搬送された後、盛岡圏域内の老人保健施設8箇所及び内陸部の病院5箇所へ移った。

県では、これらの方々に関して、当面必要となる肌着・タオル・紙おむつ等の物資の調達に係る調整を実施。物資は、関係する全施設・病院へ9月5日から9日までの間に配達された。

また、病院に入った58名の方々が早期に適切なケアを受けられるよう、県内の他の老人保健施設への入所に向けた関係機関との調整を実施。本人・家族の同意が得られ、病院と施設との間で調整がいった方から順次施設へ移っていただいております。当初搬送された病院に留まっている方は9月27日現在で4名となった。

【9月末 岩手県HP公表資料】

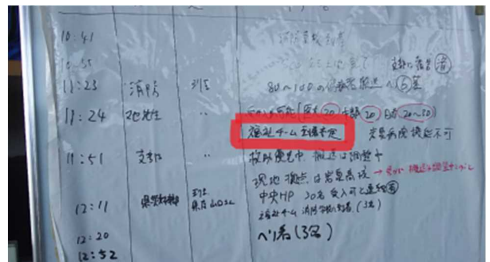
県内沿岸部の市町村に、土砂・浸水等の被害が集中。

8/31AM、本部(県)より「ふれんどりー岩泉」利用者のヘリポート受け支援(移動介助・排泄誘導等)の指示あり。
12:30～ヘリポート近隣施設よりチーム員1名と応援ボラ職員複数名、事務局1名で対応。

本部・事務局で情報収集し、中でも被害が大きい岩泉町へ先遣調査チームの派遣を決定。

5

広域避難者の受入支援



内陸部(矢巾町：県消防学校)にヘリ到着後、DMATによるトリアージ。

車両で搬送するまでの時間、移動介助・トイレ誘導・見守等の支援を実施。事務局は、県職員とともに、受入施設の出迎職員によるアセスメント作業の調整等に対応。

6

先遣チーム調査

9/1・2先遣チームにより、岩泉町内の町設置6避難所の内、比較的規模の大きい4避難所を視察。町福祉担当課とも協議し、最大規模(200名)の「町民会館」へ1チームの派遣を決定。

※ 他の避難所については規模、保健師等の対応状況から対象外とした。

※ 久慈市、宮古市等他の被災市町村についても、避難所が解消に向かう見込みとことから対象外とした。

避難所名	5:00	7:00	8:00	10:00	11:00
町民会館	19人			1人	
小川小学校	99/52	99/53			100/50
アベック小学校	80人	52人			
小川小学校	200/82	71/32	74/31		200
常盤			50/8		
岩泉大町	9/4				0

町民会館(町教育委員会運営)では、既に高齢者、乳幼児等に配慮した居住スペースが確保されており、9/1PMIには県保健師チームが到着し・地元保健師から引継ぎを受けていた。



7

9/3第1次チーム活動開始①



既に活動を始めていた常駐県保健師チームと、巡回DMATとの情報共有MT。奥が福祉チーム

避難所受付。避難所運営者(教育委員会)と町職員(後に他県・市町村応援派遣)。この人たちが、毎日の避難者数、外出等を管理しているため、ここの連携も重要。

8

9/3第1次チーム活動開始②



避難所受付横に福祉相談コーナーを開設

・夜間の状況確認が必要とのことから、保健師と共に夜勤者を配置。

・夕方には、台風12号の接近を受け、「孤立地区の住民をヘリで避難させる」との情報が入る。県本部からも8/31広域避難者対応同様、9/4はヘリポートでチーム員が待機することに。

・今回は、チーム員によるコーディネーター(以下「CN」)の配置が難しかったため、事務局員がその役割を担った。

9

9/4孤立地区の避難者スクリーニング



台風12号の接近を受けて、町が孤立集落から避難者をヘリで搬送。



ここでスクリーニング&トイレ介助、水分提供等行い、避難所へ。自衛隊、消防、DMATDr、町職員と連携

・避難者の規模や要配慮者の有無等の情報が無く、自衛隊の災対本部や、ヘリポートの自衛隊・消防隊員に情報収集をかけた。

・当初は「見守り」対応だったが、新たに開設される避難所へ搬送されることから、世帯をベースにスクリーニングを実施。記入したアセスメント票を本人に持参させる対応を取った。

・10:00～18:30まで約150人をスクリーニング。

・大多数が搬送された「温泉ホテル」避難所では個票が活用されていた。

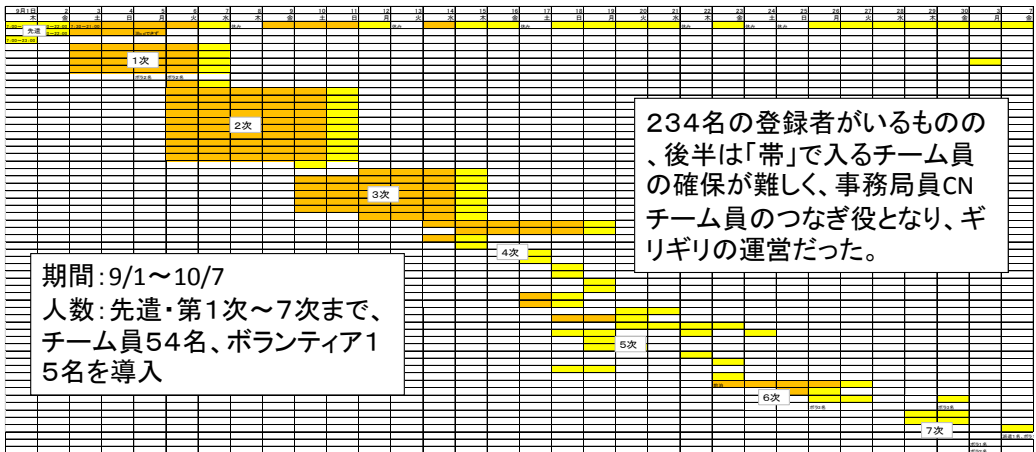
10

派遣状況①

- ヘリポートでの受けを機に、「温泉ホテル」避難所へもチームの派遣を決定。
- 2つの避難所にチームが常駐。
- 要配慮者への直接的ケア(入浴支援等)、夜間の見守り、相談援助、健康管理(チェック・体操・散歩当)、環境改善(感染症対策、プライバシー確保等)、子どもの支援、地元福祉関係者での支援の自立に向けたコーディネート等を行った。

11

派遣状況②



12

活動の様子①



物資が要配慮者へ適切に届くよう、個別に確認も必要だった。「取りに行けない」「言いたせない」等



感染症対策の一環として、玄関周りの消毒。チームからの提言によるもの。保健師と協働。避難者も協力してくれた。

13

活動の様子②



女性への配慮。専用干し場を設置いただくよう町へ提言。



外部支援者撤退後のことも考え、避難者が各自健康チェックできるようコーナーを設置。

14

活動の様子③



子どもや高齢者をお誘いして、散歩。



定時のラジオ体操や、介護予防体操を実施。

15

活動の様子④



保育士チーム員による「キッズルーム」の運営。保護者のレスパイト、子どもへの遊び等の提供による心のケア等を目的に。

16

チームの活動を支えた町内の状況

- 活動避難所地区の道路・ライフライン・物流が復旧していた。
- 町行政が機能していた。
- 平時から、住民にしっかり寄り添う活動が、町職員（福祉課・包括の保健師等）によりなされていた。
- 早期（9/6～）に、保健・医療・福祉連携会議がスタートし、互いの活動状況の共有、顔の見える関係づくりができた。
- 地域の社会（福祉）資源が、早期に復旧した。（復旧に向けた関係団体による支援も行われていた。）

17

チーム派遣の終了

最終活動日：10/7

- 活動避難所における保健師（看護師）配置が、常駐型から巡回型に切り替わり、チームや関係者が対象とするニーズが減少する等、地元の関係者での対応が可能となったことから終了。

※ 最後まで残ったニーズは「入浴介助」。チームが情報を収集し、包括が中心となって、サービス利用等につなぐ対応をした。

※ チームは有期限であることを予め関係者に伝え、その引継ぎ方法についても連携会議で取り上げてもらい、共有を図りながら終了を迎えた。

18

多(他)職種連携①

岩泉町支援において連携した団体等≒「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」構成団体

団体等	備考
岩泉町災害医療コーディネーター	地元病院院長、会議座長
県宮古保健所	会議事務局
岩泉町 保健福祉課健康推進室	保健師、応援保健師・看護師
保健福祉課社会福祉室	障がい者、子ども支援等担当課
町民課地域包括支援センター	高齢者担当
宮古薬剤師会	
岩泉歯科診療所(岩手県医師会)	

19

多(他)職種連携②

岩泉町支援において連携した団体等≒「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」構成団体

団体等	備考
岩泉町社会福祉協議会	デイ・訪問サ、福祉避難所、ボラセン運営
いわてJRAT	リハチーム
県こころのケアチーム	精神科Dr.、保健師等
DMAT(→県医療班)	Dr.、看護師、業務調整員
県災害派遣福祉チーム	
i CAT	感染予防対策チーム

20

多(他)職種連携③



連携会議に出席(主に事務局又はリーダー)。初期は毎日朝夕(後に夕方)開催され、町内、避難所内等の課題と対応策が協議された。当チームからは避難所内の配慮者の状況報告、避難所運営等についての提言を行った。

21

多(他)職種連携④



この避難所では、保健師(写真は応援派遣の地元病院Na)と協働で、健康・福祉相談コーナーを運営。毎日の血圧測定等をきっかけに、同行して居住スペースへの訪問も。

DMAT(県医療班)訪問の様子。全体又は個別の案件について共有し、対応いただいた後報告をもらう。他のチームも同じ。福祉チームが「ハブ」の役目となった。

22

多(他)職種連携⑤



JRAT(リハチーム)の巡回に同行。生活の状況等福祉チームが事前に聴き取った内容を伝えることで「何度も同じことを聴き取りされる」を解消。



装具士さん。避難所にはサービスを利用していたことと等による、地元のケアマネ等専門職の訪問もあり、その方々からの情報収集も重要だった。

23

現地常駐事務局員の動き

- チームと行動を共にし、時間で変化する避難所の状況を共有することで、判断、物品の供給、後発チームの編成等、柔軟な動きを心掛けた。
- 避難所(支援現場)から離れることが難しいチーム(員)に代わり、タイムリーに関係機関を訪問(連絡)し、情報収集・発信に努めた。
- 「伝言ゲーム」になりがちなチーム間の引継ぎ内容をフォローした。
- チームのマニュアルを熟知している立場として、見落とししている又は不足している支援内容をチームに提案した。
- 他チーム間、地元福祉施設等と顔が見える関係を構築し、福祉チームの信頼獲得・有効活用を働きかけた。

※ 派遣調整事務(連絡調整・オリ・送出し等)は他の2名の局員で対応。

24

派遣活動の新たな成果

- 構想中だった、「現地拠点」の動きを、事務局兼CNという形で試行できた。
- 専門職ボランティアの活用を図った。
県社福士会、県介護士会の協力を得て、ボラセンに登録し活動。
- 県内の主たる災害派遣チームに、福祉チームの存在を周知することができた。
- 子どもの支援について、「キッズルーム」の運営を通じ、新たな支援形態を実現できた。

25

派遣活動の新たな課題

- 派遣可能チーム員の確保
→所属施設(長)への啓発、新規登録者の充実
→強制力を持った派遣要請??
→県外チームへの協力要請の基準整備→受援体制の整備
- コーディネーターの確保
(事務局員がチーム員のスキルを習得する方が早い?)
- チーム員には、「避難所運営」のスキルが必要。※どこまで行政又は運営・管理者に介入するかは、検証・検討が必要。
- 撤退時期の検証 → 撤退は、生活支援相談員配置やサロン活動がスタートしてからでなくてよかったか?

26

ご清聴ありがとうございました。



被災地岩手から、全国に福祉チームの普及・充実を願って

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例

京都府

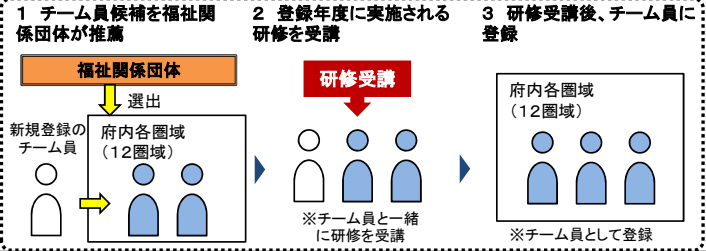

平成28年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	京都府、京都府社会福祉協議会
体制名称	京都府災害時要配慮者避難支援センター
設置要綱等	京都府災害時要配慮者避難支援センター運営規程
組織役員	センター長：京都府健康福祉部長
事務局	京都府・京都府社会福祉協議会
平時における活動	<ul style="list-style-type: none"> ○運営委員会、幹事会の開催 ○研修・訓練の実施 ○原子力災害時の医療・社会福祉施設入所者の避難及び避難受入に係るガイドライン等の作成 ○施設入所者、在宅要配慮者の現状把握
災害発生時における活動	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況等の確認、把握 ○関係団体・機関との連絡調整 ○医療・社会福祉施設入所者の避難に係る連絡調整 ○避難所へのDWT派遣

構成団体・員	
区分	団体等名
医療関係	一般社団法人京都府医師会
	一般社団法人京都私立病院協会
	一般社団法人京都精神科病院協会
	一般社団法人京都府病院協会
	公益社団法人京都府看護協会
	京都透析医会
福祉関係	社会福祉法人京都市社会福祉協議会
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会
	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会
	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
	一般社団法人京都府介護老人保健施設協議会
	京都府障害厚生施設協議会
	京都知的障害者福祉施設協議会
	京都府ホームヘルパー連絡協議会
	社団法人京都府介護支援専門員会
	一般社団法人京都社会福祉士会
	一般社団法人京都府介護福祉士会
	京都府児童福祉施設連絡協議会
	京都児童養護施設長会
京都市身体障害者福祉施設長協議会	
行政関係	京都府
	京都市
	福知山市
	舞鶴市
	綾部市
	宮津市
	南丹市
	京丹波町
	伊根市

II 災害福祉派遣チーム（京都DWAT）について

チーム構成及び資格要件	構成団体（福祉関係団体）から選出された福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等）	
1チームあたりの人数	5名程度／1チーム	登録チーム員・施設数 約100名・90施設（平成28年12月16日現在）
チーム員としての登録に必要な手続き等	<p>①京都市災害時要配慮者避難支援センターに参画する福祉関係団体からの推薦により、府内の各圏域（12圏域）ごとにチーム員を選出</p> <p>②チーム発足時、選出されたチーム員を対象に登録研修を実施</p> <p>③登録研修以降、新規登録のチーム員等は、登録年度の研修受講により登録</p> <p>④平時は、地域の防災訓練に参加するなど災害時の福祉的支援の必要性の普及・啓発を実施</p> 	
災害時のチーム編成・派遣までに至る手順	<p>①被災自治体からの派遣要請に基づき派遣決定</p> <p>②福祉関係団体及びDWATチーム員あてに派遣依頼</p> <p>③派遣可能なDWATチーム員の中から、職種や性別等のバランスを考慮してチーム編成</p> <p>④福祉関係団体及び個別のDWATチーム員に対して正式に派遣依頼</p> <p>⑤派遣に係る事務連絡等を経て、現地に派遣</p> 	
チームの派遣先での活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング（必要に応じ福祉避難所へ繋ぐなど） ○要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な介護等支援 ○避難者等の福祉的課題の整理、避難所環境の整備 ○市町村、医療救護班、保健活動班などと連携した要配慮者の支援など ○要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援 	

III 熊本地震における対応について

災害福祉派遣チームの実際の活動内容及び成果

○派遣期間及び派遣人数等

- ア 派遣期間：平成28年5月13日～5月31日（19日間）
- イ 活動場所：益城町交流情報センター（避難者約200名）
- ウ 派遣人数：チーム3班 17名

○主な活動内容

- ア 巡回等による要配慮者のニーズ把握
- イ 福祉相談コーナー「さしより」（熊本弁で「とりあえず」の意）の運営
- ウ 避難所関係者ミーティングへの参加及びその他必要なミーティングの実施調整
- エ 避難所内の要支援者の居場所や周辺の設備等を掲載したマップの更新及び他の支援者との共有
- オ 要配慮者の状況に応じた個別支援対応や必要な支援につなげるための連絡・調整
- カ 避難所内の環境改善（ラジオ体操の実施、ハード整備に向けての調整、清掃等による衛生環境の整備など）

※熊本DCATのほか、岡山市保健師チームやその他支援者と幅広く連携して活動

○活動の成果

- ア 岩手県DWATの活動を基盤としながら、避難所・避難者の状況が常に変化中、ニーズや必要な支援に応じて適宜柔軟に対応した
- イ 避難所の支援に関わる関係機関や団体と幅広く連携を図り、派遣期間終了後も支援が継続される体制を構築した

災害福祉派遣チームの課題

○派遣に係る連絡体制

派遣チーム員決定までは福祉関係団体を通じての連絡・調整となったため、派遣調整に時間を要した

○現地での関係機関・団体との連携

福祉チームの周囲の認識不足や現地での情報不足による活動の制限等があった

災害福祉派遣チームの今後の展望

○派遣体制の改善・充実

迅速な派遣に向けた連絡体制の構築、備品整備

○平時からの活動推進

チームの活動強化だけでなく受援体制の構築も含めた、平時の地域づくり、防災訓練への参画、住民への啓発、チーム内での情報共有等

○チーム員を含めた他府県との連携・交流

福祉チームの方向性や認識統一、派遣時の連携に備えた合同研修等の実施

京都府災害時要配慮者避難支援センター運営規程

(名称)

第1条 本会は、京都府災害時要配慮者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等を円滑に行うことを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、避難支援センターは次の事業を行う。

- (1) 要避難施設等の実情把握及び受入可能人数等の分析
- (2) 避難・受入要請の連絡・調整ルートの確立
- (3) 避難・受入調整のルールづくり
- (4) 災害時派遣福祉職員の育成及びルールづくり
- (5) その他避難支援等に関し必要な事項

(構成)

第4条 避難支援センターは、第2条の目的に賛同する機関及び団体（以下「構成団体」という。）で構成する。

(役員)

第5条 避難支援センターに、センター長（京都府健康福祉部長をもってこれに充てる）を置く。

(職務)

第6条 センター長は、この会を代表し、業務を総括する。

- 2 センター長に事故あるとき、又は欠けたときは、センター長があらかじめ定める者が、その職務を代理する。

(機関)

第7条 避難支援センターには、次の機関を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 幹事会
- (3) 事務局

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、構成団体の代表者で構成し、センター長が招集する。

2 運営委員会は、次の事項に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) その他重要事項に関する事。

3 運営委員会の議長は、センター長が務める。

4 運営委員会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、センター長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、センター長が指名する構成団体の職員で構成し、センター長が招集する。

2 幹事会は、次の事項に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 会務の執行に関する事。
- (2) 構成団体の入会、退会に関する事。
- (3) その他センター長が必要と認めた事。

3 幹事会の議長は、幹事の中から互選により選出する。

4 その他必要に応じて医療・福祉施設の管理者等を招集し、「連絡調整会議」を開催するものとする。

(事務局)

第10条 避難支援センターの事務を処理するため、京都府社会福祉協議会に事務局を置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、避難支援センターの運営について必要な事項は、センター長が定める。

京都府災害時要配慮者避難支援センター

1 目的

原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整する。

2 設立 平成25年3月28日

3 組織

(1) 構成団体・構成員

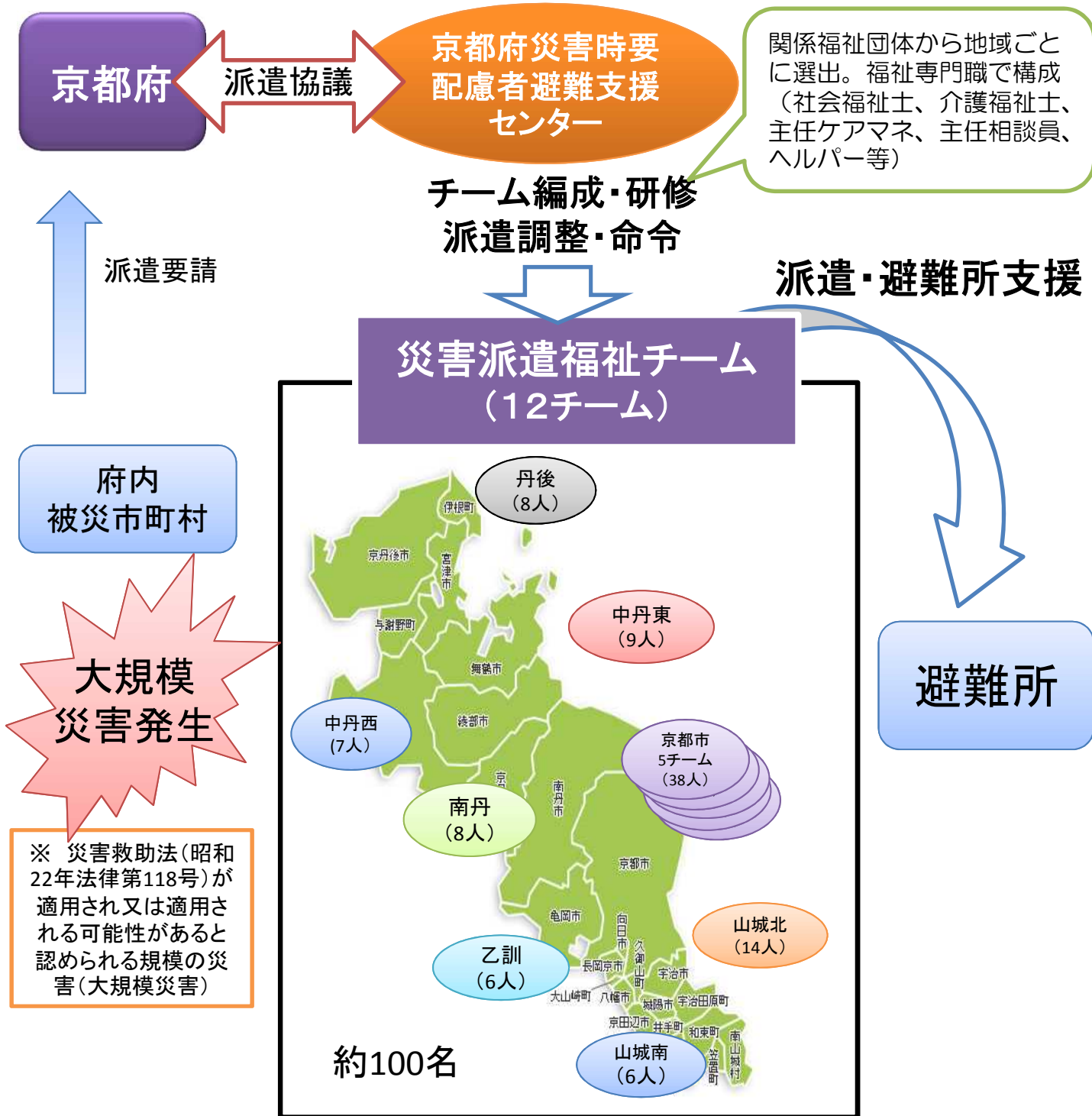
【医療関係】 ○ 一般社団法人京都府医師会 ○ 一般社団法人京都私立病院協会
○ 一般社団法人京都精神科病院協会 ○ 一般社団法人京都府病院協会
○ 公益社団法人京都府看護協会 ○ 京都透析医会 (6団体)

【福祉関係】 ○ 社会福祉法人京都府社会福祉協議会
○ 社会福祉法人京都市社会福祉協議会
○ 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会
○ 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
○ 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会
○ 京都府障害厚生施設協議会
○ 京都知的障害者福祉施設協議会
○ 京都府ホームヘルパー連絡協議会
○ 社団法人京都府介護支援専門員会
○ 一般社団法人京都社会福祉士会
○ 一般社団法人京都府介護福祉士会
○ 京都府児童福祉施設連絡協議会
○ 京都児童養護施設長会
○ 京都市身体障害者福祉施設長協議会 (14団体)

【行政関係】 ○ 京都府 ○ 京都市 ○ 福知山市 ○ 舞鶴市 ○ 綾部市
○ 宮津市 ○ 南丹市 ○ 京丹波町 ○ 伊根町 (9団体)

(2) センター長 京都府健康福祉部長

京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)



災害派遣福祉チームの役割

避難所での要配慮者の二次被害の防止

発災時

- ① 要配慮者への相談支援
- ② 関係機関への受入、相談などのコーディネート
- ③ 派遣された職員やボランティアへの専門的指導
- ④ 避難所（福祉避難所含む）の運営支援及び被災者への介護

平常時

- ① 避難支援センターが実施する研修に参加
- ② 地域で実施するサポーター・サポートリーダー養成研修への参画



熊本地震災害に対する京都府の支援 及び“京都DWAT”の活動について

平成28年9月4日

京都府健康福祉部

平成28年熊本地震の規模

- 平成28年4月14日(木)21時26分頃、熊本県熊本地方でマグニチュード6.5(最大震度7:益城町)を記録する地震が発生
- 2日後の4月16日(土)1時25分頃、さらに大規模なマグニチュード7.3(最大震度7:益城町、西原村。震度6強:熊本市、大津町、南阿蘇村。震度6弱:阿蘇市ほか)の地震が発生

京都DWATの支援状況

京都府災害派遣福祉チーム“京都DWAT”

- ・派遣日:5月13日～5月31日
(先遣派遣:5月12日)
- ・派遣先:益城町「ミナテラス」
- ・派遣者:5人1チーム(3班) 15名
- ・内容:避難所における福祉的な相談や支援、避難所の運営補助など
活動拠点ミナテラス内“さしより”

京都DWATの派遣経過

4月14日(木)21時26分	地震発生(前震)マグニチュード6.5 震度7
4月16日(土)1時25分	地震発生(本震)マグニチュード7.3 震度7
5月 5日(木)	熊本県から岩手県DWAT後の派遣について依頼
5月 6日(金)	京都DWATの派遣決定～DWAT所属団体へ派遣依頼
5月12日(木)	第1班班長及び先遣隊(事務局員等3名)派遣
5月13日(金)	第1班派遣開始 ～19日(木)
5月18日(水)	第2班班長及び事務局員2名派遣
5月19日(木)	第2班派遣開始 ～25日(水)
5月24日(火)	第3班班長出発
5月25日(水)	第3班派遣開始 ～31日(火)
5月31日(火)	派遣支援終了

DWATの活動内容

1 活動の概略

- ・避難者への生活改善指導
- ・避難所の生活環境改善指導
- ・生活相談(生活相談、社会資源の利用相談)
- ・関係機関、団体との連携確保
- ・継続的な支援体制の構築 など

“福祉専門職員が目線で避難所・者を支援”

DWATの活動～1日の流れ～

時間	内容
7:00	宿出発（阿蘇市内）
8:45	ミナテラス到着、相談所「さしより」準備
9:00	ラジオ体操
9:15	相談、避難所巡回（マップ）、さしより相談
10:00	総合ミーティング（班長）
12:00	休憩
13:00	相談、避難所巡回（マップ）、さしより相談
15:00	ラジオ体操、コミュニケーション
15:10	ミナテラス内ミーティング（班長）
17:00	活動終了
	～車中、業務反省会、宿帰着後、報告書作成等

活動拠点「さしより」



ミナテラスの入口から一番近いところに設置された福祉相談コーナー「さしより」。

気軽に相談してもらえるよう「とりあえず」の熊本弁である「さしより」と名付けられ、福祉的な相談だけでなく、様々な相談に応じて避難者のみなさんの生活を応援・支援しました。

避難所内の環境整備支援



体を屈める負担を軽減するとともに、避難所の衛生環境を整えました。

また、避難している子どもたちと一緒に作り、子どもたちの心のケアにも繋がりました。“福祉の目線”があるからできたこと。

避難所全体の環境整備



挨拶と声かけにより、要支援者の発見、顔の見える関係を持ち、避難者との信頼関係を築きました。

避難所内を巡回し、段差などがあれば補修を依頼するなど避難者が安心して過ごせるよう支援しました。



熊本災害支援のふり返り

派遣チーム員の声(抜粋)

- 初めての派遣であり、実際に活動できたことが大きな1歩。
- 災害時に限らず、福祉の観点での気づきから実践まで行えた。
- 災害時に限らず、受入体制の整備や防災について学ぶことが大事。
- 災害の規模により福祉避難所の活用が困難になる可能性があるため、一般避難所での福祉コーナー設置は、現実的であった。
- 所属法人の施設が福祉避難所の指定を受けており、施設での受入イメージを持つことができた。

益城町避難所のその後

高齢者、障がい者、子育て世帯、その御家族のみなさまへ

生活総合相談窓口

を開設しました

被災して、困っている方は、どんな相談でも対応してくれる「生活総合相談窓口」へ相談するぞ！

益城町では、被災した方々を支援するため、益城町総合体育館、広安小学校体育館にフリーストップで相談に対応する生活総合相談窓口を開設しました。

※詳しくは裏面をご覧ください。

益城町

協力：熊本県認知症疾患医療センター、熊本県災害派遣福祉チーム
 熊本県介護支援専門員協会、熊本県介護福祉士会
 熊本県社会福祉士会、熊本県精神保健福祉士協会
 熊本県医療ソーシャルワーカー協会
 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会
 熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」

(活かされたDWAT活動)

5月末の活動終了後、現地では、支援行動を共に行ってきた熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)が中心となり、福祉相談コーナー「さしより」で培ったノウハウを活かし、さらに充実させた「生活総合相談窓口」が開設された。

引き続き京都からできる支援を！



災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例

熊本県

平成28年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	熊本県
体制名称	—
設置要綱等	熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱
組織構成	—
事務局	熊本県
平時における活動	○研修の実施
災害発生時における活動	○協力団体への派遣要請

構成団体・員
団体等名
熊本県老人福祉施設協議会
一般社団法人熊本県老人保健施設協会
熊本県療養病床施設連絡協議会
熊本県地域密着型サービス連絡会
熊本県身体障害児者施設協議会
熊本県知的障がい者施設協会
公益社団法人熊本県精神科協会

II 災害福祉派遣チームについて

チーム構成 及び資格要件	熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿に記載された施設の職員	
1チームあたりの 人数	4～6名／1チーム	登録チーム員 ・施設数
		659名・192施設（平成28年3月31日現在）
チーム員としての登録に必要な手続き等	<p>①知事と団体（社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設等が加入する団体。以下、協力団体という。）との間で、災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の派遣に関する協定を締結</p> <p>②協力団体の長は、団体に加入している施設、事業所等のうち災害の発生時に熊本DCATへ協力するものについて、熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿を作成し、知事に提出</p> <p>※団体に加入していない施設等については、個別に知事と協定を締結することとしている</p>	
災害時のチーム編成・派遣までに至る手順	<p>①派遣基準（災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合等）に該当する事案が発生した場合、知事が協力団体の長等に対し、熊本DCATの構成員の派遣を要請</p> <p>②協力団体の長等は、派遣の可否を報告し、派遣が可能ときは、熊本DCATの構成員を派遣</p>	
チームの 派遣先での 活動内容	<p>○福祉ニーズの把握、○福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう市町村等に情報提供をしたり、設備、体制の整った施設へ要配慮者を移送するかどうかの判断をしたりすること。）</p> <p>○福祉サービスの提供、○生活不活発発病の予防、○その他必要な福祉支援</p>	

III 熊本地震における対応について

災害福祉派遣チーム（熊本県／他自治体）の実際の活動内容及び成果

益城町の避難所において避難所の相談窓口や入浴・食事・トイレの介助、高齢者の運動サポートや要配慮者の見守りなどを実施

【参考】益城町の避難所において活動した災害福祉派遣チーム
 熊本県災害福祉派遣チーム（4/25～7/31 延べ374人日）
 岩手県災害福祉派遣チーム（4/25～5/18 延べ124人日）
 京都府災害福祉派遣チーム（5/13～5/31 延べ105人日）

災害福祉派遣チームの課題

発災当初、協定団体の施設の被災や、県の人員不足でコーディネートができず、想定どおりの派遣ができなかった

災害福祉派遣チームの今後の展望

熊本地震における課題を整理し、訓練・研修などを通じて次の活動に備える

熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、災害の発生時において、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）第2条に規定する避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において高齢者、障がい者等要援護者を支援する熊本県災害派遣福祉チーム（以下「熊本DCAT」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

*DCAT（Disaster Care Assistance Team）

第2 事前手続等

1 団体との協定締結等

- (1) 知事は、社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設、事業所等が加入する団体（当該団体が法人格を有しないものにあつては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対して熊本DCATへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（別記第1号様式その1）を締結する。
- (2) 協力団体の長は、団体に加入している施設、事業所等のうち災害の発生時に熊本DCATへ協力するもの（以下「団体加入協力施設」という。）について、熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿（別記第2号様式その1）を作成し、知事に提出する。
- (3) 協力団体の長は、(2)の登録名簿の内容に変更が生じたときは、速やかに登録名簿を修正した上で、これを知事に提出するものとする。

2 施設等との協定締結等

- (1) 熊本DCATの派遣に協力する施設、事業所等（加入している社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設、事業所等が加入する団体が熊本DCATの派遣に関する協定を締結しないものに限る。以下「個別協力施設」という。）の長は、知事に対して、熊本DCATへの協力を申し出ることができる。
- (2) 個別協力施設の長が(1)の規定による申出を行うときは、知事に対し熊本県災害派遣福祉チーム協力施設申出書（別記第3号様式）を提出する。
- (3) 知事は、個別協力施設の長との間に熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（別記第1号様式その2）を締結するとともに、個別協力施設について熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿（別記第2号様式その2）を作成する。
- (4) 個別協力施設の長は、(2)の申出書により知事に申し出た事項に変更が生じたときは、知事に対して熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等変更届出書（別記第4号様式）により届け出なければならない。
- (5) 知事は、個別協力施設の長から(4)の規定による届出があつたときは、(3)の登録名簿を修正する。

第3 編成等

- 1 熊本DCATは、別表の区分に応じて編成されることを基本とする。
- 2 熊本DCATは、複数の団体加入協力施設及び個別協力施設により編成されることことができる。
- 3 熊本DCATの各チームにはリーダーが置かれ、リーダーは、チームを統括する。

第4 派遣基準

熊本DCATの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ア 県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、知事が熊本DCATを派遣する必要があると認めるとき。
- イ 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して熊本DCATの派遣要請があったとき。なお、派遣要請は原則として熊本県災害派遣福祉チーム派遣要請書（別記第5号様式）によるものとする。
- ウ 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対して熊本DCATの派遣要請があったとき。

第5 派遣

- 1 知事は、第4の派遣基準に基づき、協力団体の長又は個別協力施設の長に対し、熊本DCATの構成員の派遣を要請する。
- 2 協力団体の長及び個別協力施設の長は、知事から派遣要請があったときは、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事へ報告し、派遣が可能なときは、熊本DCATの構成員を派遣する。

第6 待機

- 1 知事は、熊本DCATの派遣基準に該当することが見込まれるときは、協力団体の長又は個別協力施設の長に対し熊本DCATの構成員の派遣待機を要請する。
- 2 知事は、派遣の可能性がないと判断したときは、1の派遣待機をしている協力団体の長及び個別協力施設の長に対し、待機の解除を通知する。
- 3 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、協力団体の長及び個別協力施設の長は、知事の要請の有無にかかわらず熊本DCATの構成員を待機させる。

第7 活動内容

熊本DCATは、次に掲げる活動を行うこととする。

- ア 福祉ニーズの把握
- イ 福祉的トリアージ（要援護者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう市町村等に情報提供をしたり、設備、体制の整った施設へ要援護者を移送するかどうかの判断をしたりすることをいう。）
- ウ 福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防
- エ その他必要な福祉支援

第8 活動記録

リーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、知事に報告（別記第6号様式）する。

第9 傷害保険、費用負担等

- 1 傷害保険
県は、熊本DCATの派遣活動に伴う事故に対応するため、熊本DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料については県が負担する。
- 2 費用負担等
 - (1) 災害救助法が適用された市町村に熊本DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となるときは、県は、災害救助法の定めるところにより費用を負担する。
 - (2) (1)以外の場合であって、知事の派遣要請に基づく熊本DCATの派遣費用の負担については、別に定める。
 - (3) 県は、熊本DCATの構成員を派遣した団体加入協力施設の長及び個別協力施設の

長に対し、(1)及び(2)の費用を支払うものとする。

第10 研修

県は、団体加入協力施設及び個別協力施設の職員（熊本DCATの構成員として派遣を予定する者に限る。）に対し、熊本DCATの活動に必要な知識等の向上を図るための研修を実施する。

第11 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から施行する。

別表

区分		目的	派遣時期	構成員所属	構成職種及び人数	1回当たりの派遣期間
先遣隊	ニーズ把握型	福祉ニーズの把握	概ね発災後3日以内	県及び団体加入協力施設又は個別協力施設	医師1人、保健師1人、その他専門職（介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士等）1人、事務職等1人	1～3日
	トリアージ型	福祉的トリアージの実施			医師1人、保健師1人、その他専門職（社会福祉士、理学療法士、介護福祉士等）3人、事務職等1人	
支援隊	巡回型	福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防	概ね発災後4日～3週間以内	団体加入協力施設又は個別協力施設	介護福祉士1人、看護師1人、理学療法士又は作業療法士1人、社会福祉士又は精神保健福祉士1人、その他専門職1人	5日程度
	常駐型	福祉サービスの提供			知事が必要と認める職種 知事が必要と認める人数	

備考 医師、保健師及び事務職等は、県の職員を想定している。

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたづらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

雇児発0930第1号
 社援発0930第11号
 障 発0930第1号
 老 発0930第12号
 平成28年9月30日

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
 (公印省略)
 厚生労働省社会・援護局長
 (公印省略)
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 (公印省略)
 厚生労働省老健局長
 (公印省略)

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びに
 アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」(平成20年9月11日付雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知。以下「平成20年通知」という。)などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—」の結果に基づく勧告(以下「勧告」という。)が行われました。

つきましては、勧告を踏まえ、下記のとおり依頼いたしますので、貴管内の社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対応について指導方お願いいたします。

記

1. 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すために、平成17年8月より「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査を実施してきたところであり、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日付雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知）において、未だ分析を実施していない社会福祉施設等については、各自治体において分析調査の実施時期を把握するとともに、適切な措置を講じるよう指導の徹底を行い、アスベスト対策に万全を期すようお願いしたところです。

今般、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態について、石綿障害予防規則の改正や総務省行政評価局からの勧告を踏まえ、「調査対象建築物等」を平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物とするとともに、「調査対象建材」を吹付けアスベスト（石綿）等に加え、アスベスト（石綿）含有保温材等に拡大するなど、これまでの調査内容を見直した上で、改めて調査を実施することといたしました。

貴職におかれましては、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態を的確に把握するため、アスベスト使用実態調査を適切に実施していただくよう改めてお願いいたします。また、アスベスト使用実態調査に係る関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各社会福祉施設等への照会文書、社会福祉施設等からの回答文書等）は適切に保存するとともに、石綿障害予防規則の改正内容も踏まえ、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の場合には、管内の社会福祉施設等の管理者等に対して適切な対応が講じられるよう、改めて指導を徹底していただきますようお願いいたします。

また、現時点において吹付けアスベスト等が安定し、飛散のおそれのない場合であっても、損傷や劣化、破損が生じた際には、アスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する社会福祉施設等に対しては、平成20年通知の記載のとおり、関係法令等に基づき適切な措置を講じるよう、重ねて指導方お願いいたします。

2. アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

アスベストを取り巻く最近の状況については、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」の報告を踏まえ、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）が発出されるとともに、平成25年度に開催された「建築物の解体等における

石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討の結果を踏まえた石綿障害予防規則の一部改正（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）についても、損傷、劣化等により、アスベストがばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならぬとされたところです（平成 26 年 6 月施行）。

貴職におかれましては、管内の社会福祉施設等の管理者等に対し、アスベスト含有煙突用断熱材の適切な取扱いや石綿障害予防規則の遵守の徹底について注意喚起を行う等の周知をお願いいたします。

今後とも、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等によるアスベスト等のばく露のおそれがある場所はもとより、アスベスト含有保温材等が安定して飛散のおそれのない場所であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、引き続きアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導するなど、労働関係部局、建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等とも十分連携の上、社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

(参考)

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（平成 28 年 5 月 13 日）のうち厚生労働省関連事項（社会福祉施設等関係）抜粋

4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

(エ) 社会福祉施設等

厚生労働省は、平成 17 年度に、県市を通じ、8 年度以前に竣工した社会福祉施設等について、主にレベル 1 のアスベスト含有建材の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ（以下、フォローアップを含め「社会福祉施設等アスベスト使用実態調査」という。）を実施している。

36 県市における社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の実施状況を調査したところ、次のとおり、i) 使用実態調査が適切に行われていないもの、ii) 使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないものがみられた。

(使用実態調査が適切に行われていないもの)

調査した 36 県市においては、厚生労働省の調査要領に沿って社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の県市において、次のとおり、適切に行われていない例がみられた。

① 厚生労働省のフォローアップ調査について、施設管理者等に照会せず、前回報告をそのまま流用して報告するなど、適切に実施されていないもの（5 県市）

② 厚生労働省が、平成 20 年 5 月に新 3 種アスベストの使用実態を含めて調査するよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該調査を行っていない、又は調査の実施の有無を確認できないもの（3 県市）

なお、このような事態が発生している理由について、調査した県市では、担当者が調査の実施を失念したこと、事務量の増加を懸念して調査を実施していないこと、関係資料が散逸していること等を挙げている。しかしながら、施設利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を的確に把握することは極めて重要であり、改善が求められる。

(使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないもの)

社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の結果(平成27年6月5日公表)によると、飛散・ばく露のおそれと判明したアスベスト建材については、調査した36県市の全ての施設で除去等の措置が完了しているが、このうち27県市では分析調査が必要な施設が残っており、その数は、①1施設以上10施設未満が13県市、②10施設以上50施設未満が8県市、③50施設以上100施設未満が3県市、④100施設以上が3県市で、合計1,038施設となっている。

こうした分析調査が未了となっている施設について、厚生労働省は、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について(通知)」(平成27年6月5日付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知)において、県市に対し、分析調査の実施時期を把握し、施設の管理者等が適切な措置を講ずるよう指導を徹底することを依頼している。

今回、上記1,038施設の中から819施設(主に保育所、高齢者向けのデイサービスセンター、小規模作業所等)を抽出し、県市による分析調査の実施に関する指導状況を調査したところ、特段の指導を行っていないものが13県市に所在する516施設(抽出した819施設の63%)みられた。

指導が未実施となっている理由について、調査した県市では、民間施設が多く、また、明確な指導権限もないため、費用負担を伴う分析調査を行うよう指導することは難しいこと(8県市)等を挙げている。しかしながら、施設利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を確定させることは極めて重要であり、アスベストによる健康被害のリスクを十分に説明し、適切な対応が講じられるよう、指導していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。

①(前略)

また、厚生労働省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査を適切に実施し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査が未了の施設において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹

底を図るよう要請すること。

イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等

(イ) 病院及び社会福祉施設等

病院及び社会福祉施設等については、調査対象県市ではアスベスト含有保温材等の使用状況を調査しているものはみられなかった。

その理由について、調査対象県市は、①平成 26 年 3 月に石綿則が改正されたこと等の状況を承知していないことのほか、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行う場合、②厚生労働省から調査の実施について要請がないこと、③当該調査の実施に伴う施設所有者の負担や専門家による調査を行うための県市の経費負担が生じること等を挙げている。

既にアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が行われている学校施設等や地方公共団体所有施設の一部に対する調査結果をみても、アスベスト含有保温材等の使用が一定程度認められ、その損傷、劣化等によるばく露のおそれが指摘されており、これらの状況に鑑みると、地方公共団体所有施設、病院、社会福祉施設等について石綿則の遵守の徹底等に関する注意喚起やアスベスト含有保温材等の使用状況の把握とその損傷、劣化等の点検を進めていくことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① (略)

② 厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。

※本勧告の全文は、こちらの URL からご覧になれます

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/104144.html

雇児発0930第2号
社援発0930第12号
障 発0930第2号
老 発0930第13号
平成28年9月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
(熊本県知事及び熊本市市長を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)
厚生労働省老健局長
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査について」（平成26年1月29日付事務連絡）などにより、従来から吹付けアスベスト（石綿）等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト（石綿）等のみならず、アスベスト（石綿）含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされました。この勧告を踏まえ、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、下記のとおり、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することといたしましたので、ご協力をお願いします。

なお、平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県内の社会福祉施設等については、現時点で調査の実施が困難であると考えられることから、今回の調査は対象外とすることを申し添えます。

記

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

（１）使用実態調査の実施について

総務省行政評価局からの勧告を受け、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することとしました。

本調査の実施に当たっては、貴都道府県・指定都市・中核市の労働関係部局、建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等と十分連携の上、管内の社会福祉施設等に対し、依頼を行うとともに、（別添）「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査実施要領」に基づき実施していただくようお願いいたします。

なお、本調査の結果については公表を行うこととしている旨を申し添えます。

【備考】これまでの調査内容からの見直し事項

①「調査対象建築物等」の変更

変更前	平成 8 年度以前に竣工した建築物
変更後	平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物

②「調査対象建材」の変更

変更前	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有断熱材の一部
変更後	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材、耐火被覆材及び断熱材

※これまでの調査では、調査対象施設（調査対象建築物等を有する施設）のうち、直近に実施した調査の結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」とされた施設を対象としてフォローアップ調査を実施していましたが、今回の調査では、改めて全ての調査対象施設に対し、調査を実施することとします。

(2) 調査に当たっての留意点について

上記(1)のとおり、今回の調査においては、改めて全施設を対象に調査を行うことといたしますが、施設において分析調査及びアスベスト(石綿)含有建材の除去等の措置が行われているか否かに関わらず、調査実施期間の範囲で、可能な限り施設の現状把握を適切に行っていただきますようお願いいたします。

また、同日付け事務連絡「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)」に記載のとおり、使用実態調査に係る関係資料を適切に保存していただくとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の場合には、管内の社会福祉施設等の管理者等に対し、適切な対応が講じられるよう、指導を徹底していただきますよう併せてお願いいたします。

なお、今回の調査後に、フォローアップ調査を実施いたしますので、引き続きご協力をお願いします。

(3) 調査実施後の対応について

今回の調査結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」を有する都道府県・指定都市・中核市に対し、その後の指導の状況等について報告を求める場合もありますので、御了知ください。

○第三者評価の受審件数・公表件数

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

(1)都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	196
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	200
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	221
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	77
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	47
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	30
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	72
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	41
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	144
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	96
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	290
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	554
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	23,903
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	1,708
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	130
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	73
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	196
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	54
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	56
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	246
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	155
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	350
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	768
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	144
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	49
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	2,197
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	745
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	529
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	25
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	45
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	249
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	25
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	37
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	143
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	203
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	35
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	50
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	138
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	24
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	130
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	30
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	123
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	356
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	126
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	41
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	101
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	42
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	35,194

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国認証の評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

※平成26年度受審数の修正:社会的養護関係施設の受審数についての追加を踏まえ修正(合計4,618件→4,619件)

(2)主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

区分	主な施設・サービス種別	平成27年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	平成27年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	484	7,551	6.41%	4,876
	養護老人ホーム	36	957	3.76%	462
	軽費老人ホーム	31	2,264	1.37%	359
	訪問介護	100	34,823	0.29%	981
	通所介護	251	43,406	0.58%	2,421
	小規模多機能居宅介護	103	4,969	2.07%	692
	認知症対応型共同生活介護	476	12,983	3.67%	3,753
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	5	22,429	0.02%	16
	生活介護	126	6,496	1.94%	620
	自立訓練（機能訓練）	0	432	0.00%	7
	自立訓練（生活訓練）	7	1,361	0.51%	37
	就労移行支援	19	3,146	0.60%	81
	就労継続支援（A型）	12	3,018	0.40%	53
	就労継続支援（B型）	151	9,431	1.60%	696
	共同生活援助	22	6,762	0.33%	126
	障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業） 多機能型	189	2,559	7.39%	835
	多機能型	124	—	—	491
児童	保育所	1,329	23,312	5.70%	9,708
	幼保連携型認定子ども園	4	1,930	0.21%	4
	地域型保育事業	4	2,740	0.15%	4
	その他保育事業	257	—	—	257
	児童養護施設 ※3	103	609	16.91%	1,383
	乳児院 ※3	19	134	14.18%	257
	情緒障害児短期治療施設 ※3	3	40	7.50%	55
	児童自立支援施設 ※3	8	58	13.79%	71
	母子生活支援施設 ※3	26	235	11.06%	453
	自立援助ホーム	8	123	6.50%	31
	ファミリーホーム	0	257	0.00%	0
	児童館	4	4,613	0.09%	32
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	14	467	3.00%	28
	医療型児童発達支援センター	7	106	6.60%	15
	児童発達支援事業	9	3,942	0.23%	17
	放課後等デイサービス	7	6,971	0.10%	9
	障害児多機能型	1	—	—	5
	障害児入所施設（福祉型）	17	267	6.37%	38
	障害児入所施設（医療型）	12	200	6.00%	18
他	婦人保護施設	5	47	10.64%	61
	救護施設	17	185	9.19%	200
	その他 ※4	433	—	—	4,205
合計		4,423			35,194

※1 全国施設数は「平成27年社会福祉施設等調査報告」（平成27年10月1日現在）、「平成27年介護サービス施設・事業所調査」（平成27年10月1日現在）、「認定子ども園の数について（平成28年4月1日現在）」における平成27年の幼保連携型認定子ども園数、「地域型保育事業の件数について（平成27年4月1日現在）」、「福祉行政報告例」（平成27年3月31日現在）、「社会的養護の推進に向けて（平成28年11月）」における自立援助ホーム数（平成27年10月1日現在）を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

(3)都道府県別の評価結果の公表状況

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

No.	都道府県	HPへの公表※1		「公表あり」の内訳:公表方法				合計
		公表あり	公表なし※2	推進組織HP のみに掲載	WAMネット のみに掲載	WAMネットと 推進組織HPの 双方に掲載※3	その他	
1	北海道	12	0	0	0	12	0	12
2	青森県	16	0	0	0	16	0	16
3	岩手県	10	0	10	0	0	0	10
4	宮城県	17	0	0	0	17	0	17
5	秋田県	2	0	0	2	0	0	2
6	山形県	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	8	0	0	0	8	0	8
8	茨城県	1	0	0	0	1	0	1
9	栃木県	30	0	30	0	0	0	30
10	群馬県	3	0	3	0	0	0	3
11	埼玉県	35	0	35	0	0	0	35
12	千葉県	102	0	0	0	102	0	102
13	東京都	2,990	0	2,990	0	0	0	2,990
14	神奈川県	269	0	0	0	269	0	269
15	新潟県	8	0	0	0	8	0	8
16	富山県	12	0	12	0	0	0	12
17	石川県	2	0	2	0	0	0	2
18	福井県	9	0	0	9	0	0	9
19	山梨県	1	0	0	1	0	0	1
20	長野県	34	0	0	0	34	0	34
21	岐阜県	21	0	0	0	21	0	21
22	静岡県	31	0	31	0	0	0	31
23	愛知県	94	0	94	0	0	0	94
24	三重県	11	0	11	0	0	0	11
25	滋賀県	12	0	12	0	0	0	12
26	京都府	267	0	267	0	0	0	267
27	大阪府	86	0	0	0	0	86	86
28	兵庫県	55	0	0	55	0	0	55
29	奈良県	1	0	0	0	1	0	1
30	和歌山県	0	4	0	0	0	0	4
31	鳥取県	25	0	0	0	25	0	25
32	島根県	1	0	0	0	1	0	1
33	岡山県	7	0	0	7	0	0	7
34	広島県	11	0	0	11	0	0	11
35	山口県	11	0	0	0	11	0	11
36	徳島県	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	3	1	0	0	3	0	4
38	愛媛県	11	0	0	0	11	0	11
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	10	0	10	0	0	0	10
41	佐賀県	2	0	0	0	2	0	2
42	長崎県	26	0	0	0	26	0	26
43	熊本県	63	0	0	0	63	0	63
44	大分県	9	2	0	9	0	0	11
45	宮崎県	6	0	0	0	6	0	6
46	鹿児島県	21	0	0	0	21	0	21
47	沖縄県	2	0	2	0	0	0	2
合計		4,347	7	3,509	94	658	86	4,354
割合		99.8%	0.2%	80.6%	2.2%	15.1%	2.0%	—

※ 社会的養護関係施設については、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみ集計

※1 「HPへの公表(公表あり+公表なし)」は「受審数(H27年度)」と一致

※2 受審施設・事業所からの同意を得られなかった場合など、評価結果を公表していない件数

※3 WAMネットに掲載するとともに、推進組織HPに評価結果データを掲載している場合(WAMネットの評価結果のリンクを含む)

(4)主な施設・サービス別の評価結果の公表状況

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

	区分	サービス種別	HPへの公表		「公表あり」の内訳：公表方法				合計
			公表あり	公表なし	推進組織HP のみに掲載	WAMネット のみに掲載	WAMネットと 推進組織HPの 双方に掲載	その他	
1	高齢者	特別養護老人ホーム	484	0	387	20	56	21	484
2		養護老人ホーム	36	0	29	1	6	0	36
3		軽費老人ホーム	31	0	20	0	9	2	31
4		訪問介護	99	1	82	10	7	0	100
5		通所介護	251	0	204	8	35	4	251
6		短期入所生活介護	92	0	78	0	14	0	92
7		福祉用具貸与	6	0	6	0	0	0	6
8		小規模多機能型居宅介護	103	0	100	0	3	0	103
9		認知症対応型共同生活介護	476	0	475	0	1	0	476
10		高齢者対象その他	264	1	216	0	39	9	265
		その他のサービス種別名:							
		小計	1,842	2	1,597	39	170	36	1,844
11	障害者	居宅介護	5	0	5	0	0	0	5
12		生活介護	126	0	107	2	16	1	126
13		自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0
14		自立訓練(生活訓練)	7	0	7	0	0	0	7
15		就労移行支援	19	0	16	0	2	1	19
16		就労継続支援(A型)	12	0	9	1	2	0	12
17		就労継続支援(B型)	150	1	134	4	12	0	151
18		共同生活援助	22	0	9	0	13	0	22
19		障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	189	0	131	14	44	0	189
20		多機能型	124	0	113	7	4	0	124
21		障害者対象その他	56	0	52	0	4	0	56
		その他のサービス種別名:							
		小計	710	1	583	28	97	2	711
22	児童(障害児含む)	保育所	1,325	4	889	20	370	46	1,329
23		幼保連携型認定こども園	4	0	1	2	1	0	4
24		地域型保育事業	4	0	3	0	0	1	4
25		その他保育事業	257	0	257	0	0	0	257
26		児童養護施設	60	0	57	1	2	0	60
27		乳児院	9	0	9	0	0	0	9
28		情緒障害児短期治療施設	0	0	0	0	0	0	0
29		児童自立支援施設	3	0	2	0	1	0	3
30		母子生活支援施設	18	0	18	0	0	0	18
31		自立援助ホーム	8	0	8	0	0	0	8
32	ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0	0	
33	児童館	4	0	4	0	0	0	4	
34	障害児支援	児童発達支援センター	14	0	10	0	4	0	14
35		医療型児童発達支援センター	7	0	5	0	2	0	7
36		児童発達支援事業	8	0	8	0	0	0	8
37		放課後等デイサービス	7	0	6	0	1	0	7
38		障害児多機能型	1	0	1	0	0	0	1
39		障害児入所施設(福祉型)	16	0	12	0	3	1	16
40		障害児入所施設(医療型)	12	0	11	0	1	0	12
41		その他障害児支援	2	0	1	0	1	0	2
		「その他障害児支援」のサービス種別名:							
42	児童対象その他	0	0	0	0	0	0	0	
		その他のサービス種別名:							
		小計	1,759	4	1,302	23	386	48	1,763
43	その他のサービス	婦人保護施設	5	0	3	1	1	0	5
44		救護施設	17	0	10	3	4	0	17
45		更生施設	9	0	9	0	0	0	9
46		授産施設	0	0	0	0	0	0	0
47		宿所提供施設	5	0	5	0	0	0	5
48	その他の施設・サービス	0	0	0	0	0	0	0	
		その他のサービス種別名:							
		小計	36	0	27	4	5	0	36
		計	4,347	7	3,509	94	658	86	4,354

※ 社会的養護関係施設については、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみ集計